

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

(割引の選択に関する経過措置)

- 2 3G サービス契約者、ソフトバンクモバイルオフィス契約者、3G サービス(s)契約者、ソフトバンクモバイルオフィス(s)契約者、3G サービス(i)契約者及びソフトバンクモバイルオフィス(i)契約者は、この改正規定の実施日から当社が別に定める日までの間において、第 4 項から第 24 項に規定する割引の変更(選択した料金種別に係る割引に限ります。)を行うことができるものとします。

(料金に関する経過措置)

- 3 料金種別が次表のものを選択している 3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者及び 3G サービス(i)契約者に提供する 3G サービス、3G サービス(s) 及び 3G サービス(i)に係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

【タイプⅠに係るもの】

第 1 種Ⅰ(以下「ゴールドプラン」といいます。)

【タイプⅡに係るもの】

第 1 種Ⅱ(以下「LL プラン(WX)」といいます。)
第 2 種Ⅱ(以下「L プラン(WX)」といいます。)
第 3 種Ⅱ(以下「M プラン(WX)」といいます。)
第 4 種Ⅱ(以下「S プラン(WX)」といいます。)
第 5 種Ⅱ(以下「SS プラン(WX)」といいます。)
第 6 種Ⅱ(以下「デイトタイム S (WX)」といいます。)
第 7 種Ⅱ(以下「デイトタイム L(WX)」といいます。)
第 12 種Ⅱ(以下「キッズ・シニアプラン(タイプⅡ)」といいます。)
第 13 種Ⅱ(以下「法人エコノミープラン」といいます。)

【タイプⅢに係るもの】

第 1 種Ⅲ(以下「LL プラン」といいます。)
第 2 種Ⅲ(以下「L プラン」といいます。)
第 3 種Ⅲ(以下「M プラン」といいます。)
第 4 種Ⅲ(以下「S プラン」といいます。)
第 5 種Ⅲ(以下「SS プラン」といいます。)
第 6 種Ⅲ(以下「キッズ・シニアプラン(タイプⅢ)」といいます。)

(1) 基本使用料

基本使用料は、次表のとおりとします。

ア タイプⅠに係るもの

1 契約ごとに

料金種別	料金額(月額)
ゴールドプラン	9,143 円 (税抜)

イ タイプⅡに係るもの

1 契約ごとに

LL プラン(WX)	14,800 円 (税抜)
L プラン(WX)	9,300 円 (税抜)
M プラン(WX)	6,400 円 (税抜)
S プラン(WX)	4,500 円 (税抜)
SS プラン(WX)	3,400 円 (税抜)
デイトタイム S (WX)	3,800 円 (税抜)
デイトタイム L(WX)	9,300 円 (税抜)
キッズ・シニアプラン(タイプⅡ)	3,200 円 (税抜)
法人エコノミープラン	1,790 円 (税抜)

ウ タイプⅢに係るもの

1 契約ごとに

LL プラン	14,400 円 (税抜)
L プラン	9,400 円 (税抜)
M プラン	6,400 円 (税抜)
S プラン	4,400 円 (税抜)
SS プラン	3,400 円 (税抜)
キッズ・シニアプラン(タイプⅢ)	2,800 円 (税抜)

エ ア、イ及びウに規定する基本使用料については、利用年数又は 3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者若しくは 3G サービス(i)契約者の選択に応じて、利用年数割引若しくは選択制による割引等を適用します。この場合において、割引等に関する料金その他の提供条件は、改正後の料金表の規定によります。

オ 当社は、基本使用料についてゴールドプランを選択している契約者回線について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するものと当社が認める場合は、あらかじめ料金種別を変更する日及び変更する料金種別を契約者に通知のうえ、当社が指定する料金種別に変更するとともに、一定期間他の料金種別への変更を制限します。

この場合において、当社は、その契約者回線について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われていた又は他人の通信を媒介していたと当社が認めた日から、契約者が、変更後の料金種別を選択していたものとみなして料金を再計算し、既に支払済みの料金額との差額を、契約者に請求します。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(ア)通話モードによる通信に係るもの

①タイプⅠに係るもの

AB 又は C 以外のもの

区分	料金種別	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
		単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日 ・日曜日・ 祝日
通 信 料	ゴールドプラン	30 秒	20 円(税抜)			

B 相互接続通信 (C に係るものを除きます。)に係るもの

区分	料金種別	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
		単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日 ・日曜日・ 祝日
通 信 料	ゴールドプラン	30 秒	20 円(税抜)			

C 国際通信に係るもの

区分	料金額
通信料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(1)ア(ウ)に規定する料金額と同額

②タイプⅡに係るもの

AB 又は C 以外のもの

区 分	料金種別	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
		単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日 ・日曜日・ 祝日
通 信 料	LL プラン(WX)	1 分	15 円(税抜)			
	L プラン(WX)	30 秒	12 円(税抜)			
	M プラン(WX)	30 秒	14 円(税抜)			
	S プラン(WX)	30 秒	16 円(税抜)			
	SS プラン(WX)	30 秒	20 円(税抜)			
	デイトタイム S (WX)	1 分	20 円(税 抜)	48 円(税抜)		
	デイトタイム L(WX)	1 分	10 円(税 抜)	30 円(税抜)		
	キッズ・シニアプラン(タイプⅡ)	10 秒	10 円(税抜)			

	法人エコノミープラン	30 秒	10 円(税 抜)	24 円(税抜)
--	------------	------	--------------	----------

B 相互接続通信(Cに係るものを除きます。)に係るもの

区 分	料金種別	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
		単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日 ・日曜日・ 祝日
通 信 料	LL プラン(WX)	1 分	15 円(税抜)			
	L プラン(WX)	30 秒	12 円(税抜)			
	M プラン(WX)	30 秒	14 円(税抜)			
	S プラン(WX)	30 秒	16 円(税抜)			
	SS プラン(WX)	30 秒	20 円(税抜)			
	デイトタイム S (WX)	1 分	20 円(税 抜)	48 円(税抜)		
	デイトタイム L(WX)	1 分	15 円(税 抜)	30 円(税抜)		
	キッズ・シニアプラン(タイプ Ⅱ)	10 秒	10 円(税抜)			
	法人エコノミープラン	30 秒	10 円(税 抜)	24 円(税抜)		

C 国際通信に係るもの

区分	料金額
通信料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(1)ア(ウ)に規定する料金額と同額

③タイプⅢに係るもの

A B 又は C 以外のもの

区 分	料金種別	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
		単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日 ・日曜日・ 祝日
通 信 料	LL プラン	30 秒	7 円(税抜)			
	L プラン	30 秒	10 円(税抜)			
	M プラン	30 秒	14 円(税抜)			
	S プラン	30 秒	18 円(税抜)			
	SS プラン	30 秒	20 円(税抜)			
	キッズ・シニアプラン(タイプ Ⅲ)	30 秒	25 円(税抜)			

B 相互通信接続 (Cに係るものを除きます。)に係るもの

区 分	料金種別	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
		単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日 ・日曜日・ 祝日
通 信 料	LL プラン	30 秒	7 円(税抜)			
	L プラン	30 秒	10 円(税抜)			
	M プラン	30 秒	14 円(税抜)			
	S プラン	30 秒	18 円(税抜)			
	SS プラン	30 秒	20 円(税抜)			
	キッズ・シニアプラン(タイプⅢ)	30 秒	25 円(税抜)			

C 国際通信に係るもの

区分	料金額
通信料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(1)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(イ)デジタル通信モードによる通信に係るもの

①タイプⅠに係るもの

A B 又は C 以外のもの

区 分	料金種別	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
		単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日 ・日曜日・ 祝日
通 信 料	ゴールドプラン	30 秒	36 円(税抜)			

B 相互接続通信に係るもの

区 分	料金種別	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
		単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日 ・日曜日・ 祝日
通 信 料	ゴールドプラン	30 秒	36 円(税抜)			

C 国際通信に係るもの

区分	料金額
通信料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額

②タイプⅡに係るもの

A B 又は C 以外のもの

区 分	料金種別	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
		単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日 ・日曜日・ 祝日
通 信 料	LL プラン(WX)	1 分	27 円(税抜)			
	L プラン(WX)	30 秒	21 円(税抜)			
	M プラン(WX)	30 秒	25 円(税抜)			
	S プラン(WX)	30 秒	28 円(税抜)			
	SS プラン(WX)	30 秒	36 円(税抜)			
	デイトタイム S (WX)	1 分	36 円(税 抜)	86 円(税抜)		
	デイトタイム L(WX)	1 分	18 円(税 抜)	54 円(税抜)		
	キッズ・シニアプラン(タイプⅡ)	10 秒	18 円(税抜)			
	法人エコノミープラン	30 秒	18 円(税 抜)	43 円(税抜)		

B 相互接続通信に係るもの

区 分	料金種別	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
		単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日 ・日曜日・ 祝日
通 信 料	LL プラン(WX)	1 分	27 円(税抜)			
	L プラン(WX)	30 秒	21 円(税抜)			
	M プラン(WX)	30 秒	25 円(税抜)			
	S プラン(WX)	30 秒	28 円(税抜)			
	SS プラン(WX)	30 秒	36 円(税抜)			
	デイトタイム S (WX)	1 分	36 円(税 抜)	86 円(税抜)		
	デイトタイム L(WX)	1 分	27 円(税 抜)	54 円(税抜)		
	キッズ・シニアプラン(タイプ Ⅱ)	10 秒	18 円(税抜)			
	法人エコノミープラン	30 秒	18 円(税 抜)	43 円(税抜)		

C 国際通信に係るもの

区分	料金額
通信料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額

③タイプⅢに係るもの

AB 又は C 以外のもの

区分	料金種別	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
		単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日 ・日曜日・ 祝日
通信料	LL プラン	30 秒	12 円(税抜)			
	L プラン	30 秒	18 円(税抜)			
	M プラン	30 秒	25 円(税抜)			
	S プラン	30 秒	32 円(税抜)			
	SS プラン	30 秒	36 円(税抜)			
	キッズ・シニアプラン(タイプⅢ)	30 秒	45 円(税抜)			

B 相互接続通信に係るもの

区分	料金種別	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
		単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日 ・日曜日・ 祝日
通信料	LL プラン	30 秒	12 円(税抜)			
	L プラン	30 秒	18 円(税抜)			
	M プラン	30 秒	25 円(税抜)			
	S プラン	30 秒	32 円(税抜)			
	SS プラン	30 秒	36 円(税抜)			
	キッズ・シニアプラン(タイプⅢ)	30 秒	45 円(税抜)			

C 国際通信に係るもの

区分	料金額
通信料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(ウ)パケット通信モードによる通信に係るもの

①タイプⅠに係るもの

AB 又は C 以外のもの

区分	料金額(1 課金対象パケットごとに)
通信料	0.2 円(税抜)

B S!機能又は S!機能(i)に係る国際メッセージデータ変換機能の利用による通信（国際メッセージデータの送信に

係るものに限ります。)に係るもの

区分	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
	1.5Kbyte 以下のもの	1.5Kbyte を 超え 10Kbyte 以下のもの	10Kbyte を 超え 30Kbyte 以下のもの	30Kbyte を超 え 100Kbyte 以下のもの	100Kbyte を超 え 300Kbyte 以下のもの
送信料	103 円	108 円	135 円	300 円	400 円

C 指定情報配信機能の利用に係るもの

区分	料金額(1 課金対象パケットごとに)
通信料	0.01 円(税抜)

②タイプⅡに係るもの

AB 又は C 以外のもの

区分	料金額(1 課金対象パケットごとに)
通信料	0.1 円(税抜)

B SI機能又は SI機能(i)に係る国際メッセージデータ変換機能の利用による通信（国際メッセージデータの送信に係るものに限ります。）に係るもの

区分	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
	1.5Kbyte 以下のもの	1.5Kbyte を 超え 10Kbyte 以下のもの	10Kbyte を 超え 30Kbyte 以下のもの	30Kbyte を超 え 100Kbyte 以下のもの	100Kbyte を超 え 300Kbyte 以下のもの
送信料	103 円	108 円	135 円	300 円	400 円

C 指定情報配信機能の利用に係るもの

区分	料金額(1 課金対象パケットごとに)
通信料	0.01 円(税抜)

③タイプⅢに係るもの

AB 又は C 以外のもの

区分	料金額(1 課金対象パケットごとに)
通信料	0.2 円(税抜)

B SI機能又は SI機能(i)に係る国際メッセージデータ変換機能の利用による通信（国際メッセージデータの送信に係るものに限ります。）に係るもの

区分	料金額(単位時間までごとに次の料金額)
----	---------------------

	1.5Kbyte 以下のもの	1.5Kbyte を 超え 10Kbyte 以下のもの	10Kbyte を 超え 30Kbyte 以下のもの	30Kbyte を超 え 100Kbyte 以下のもの	100Kbyte を超 え 300Kbyte 以下のもの
送信料	103 円	108 円	135 円	300 円	400 円

C 指定情報配信機能の利用に係るもの

区分	料金額(1 課金対象パケットごとに)
通信料	0.01 円(税抜)

(エ)メッセージ通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区分	料金額(1 通信ごとに次の料金額)
送信料	3 円(税抜)

② 国際メッセージ通信に係るもの

区分	料金額(1 通信ごとに次の料金額)
送信料	100 円(税抜)

(ウ)通信の付加サービスに係るもの

① 相互接続番号案内自動接続サービスに係るもの

区分	単位	料金額
通信付加料	1 接続ごとに	100 円(税抜)

(カ)留守番通信機能の利用による通信(当社が別に定めるものに限りま。)に係るもの

区 分	料金額
通 信 料	その留守番通信機能の提供を受けている契約者回線から行った通信に係る料金額((ア)①A、②A 又は③A に規定するものに限りま。)と同額

イ 3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者及び 3G サービス(i)契約者が、次表に規定する料金種別を選択している場合は、アの規定により算定した額(他社相互接続通話に係る料金等通話料に合算して請求するものを含みます。)の月間累計額のうち、次表に規定する料金額までの額について、支払いを要しません。

(ア) タイプⅡに係るもの

①②以外のとき

1 契約ごとに

料金種別	料金額(月額)
LL プラン(WX)	12,000 円(税抜)
L プラン(WX)	6,300 円(税抜)
M プラン(WX)	4,050 円(税抜)

S プラン(WX)	2,000 円(税抜)
SS プラン(WX)	1,000 円(税抜)
デイトタイム L(WX)	5,200 円(税抜)

②基本使用料について、学生割引又はハートフレンド割引(オレンジ)の適用を受けているとき。

1 契約ごとに

料金種別	料金額(月額)
LL プラン(WX)	6,000 円(税抜)
L プラン(WX)	3,150 円(税抜)
M プラン(WX)	2,025 円(税抜)
S プラン(WX)	1,000 円(税抜)
SS プラン(WX)	500 円(税抜)
デイトタイム L(WX)	2,600 円(税抜)

(イ) タイプⅢに係るもの

1 契約ごとに

料金種別	料金額(月額)
LL プラン	11,000 円(税抜)
L プラン	6,000 円(税抜)
M プラン	4,000 円(税抜)
S プラン	2,000 円(税抜)
SS プラン	1,000 円(税抜)

ウ イの取扱いの対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

(ア) 国際アウトローミング機能の利用による通信

(イ) 通信の付加サービスの利用による通信

(ウ) (ア)又は(イ)以外のとき

① 通話モードによる通信及びデジタル通信モードによる通信

A 国際通信

② メッセージ通信モードによる通信

A 国際メッセージ通信

③ パケット通信モードによる通信

A S!機能又は S!機能(i)に係る国際メッセージデータ変換機能の利用による通信（国際メッセージデータの送信によるものに限りま。

エ 3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者(基本使用料について、学生割引又はハートフレンド割引の適用を受けている場合を除きます。)がイの取り扱いを受けている場合は、イに規定する支払を要さない額(以下この項において「無料通信料」といいます。)と月間累計額(当該料金月において控除可能な繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。)の差額(以下このエ及びオにおいて「繰越額」といいます。)を、翌料金月以降の月間累計額から控除します。

オ エの規定により算出した繰越額は、次表に規定する額を上限（以下このオにおいて「繰越上限額」といいます。）とします。

(7) タイプⅡに係るもの

1 契約ごとに

料金種別	繰越上限額(月額)
LL プラン(WX)	36,000 円(税抜)
L プラン(WX)	20,000 円(税抜)
M プラン(WX)	15,000 円(税抜)
S プラン(WX)	10,000 円(税抜)
SS プラン(WX)	5,000 円(税抜)
デイトタイム L(WX)	16,000 円(税抜)

(i) タイプⅢに係るもの

1 契約ごとに

料金種別	繰越上限額(月額)
LL プラン	22,000 円(税抜)
L プラン	12,000 円(税抜)
M プラン	8,000 円(税抜)
S プラン	4,000 円(税抜)
SS プラン	2,000 円(税抜)

カ 基本使用料についてゴールドプランを選択している 3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者（以下この欄において「契約者」といいます。）に係る契約者回線から行った通信のうち、次の通信（当社が別に定めるものを除きます。）については、第 52 条(通信料の支払い義務)第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

通信モード	料金の支払を要しない通信
(7) 通話モード	昼間の時間帯における一般通信に係るもの
(i) メッセージ通信モード	一般通信に係るもの
(ウ) パケット通信モード	S!機能又は S!機能(i)に係るメッセージデータ機能の利用による通信であって、1 のメッセージデータ（モジュールサービス契約者に係る契約者回線に送信されたものを除きます。）が 300Kbyte までのもの

キ カの規定によるほか、基本使用料についてゴールドプラン I を選択している 3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者に係る契約者回線から行った通話モードによる通信（夜間の時間帯における一般通信に係るものに限り、）については、アの規定により算定した額の月間累計額のうち、次表に規定する料金額までの額について、支払いを要しません。

料金額(月額)
8,000 円(税抜)

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(複数年割引の適用に関する経過措置)

4 複数年割引の適用(タイプⅠ)、複数年割引(オレンジ)の適用(タイプⅡ)及び複数年割引(ブルー)の適用を受けている 3G サービス、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)に係るその複数年割引の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者の選択により、当社からアに規定する一定の利用期間について 3G サービス、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)の提供を受けることを条件として、基本使用料(第 5 項に規定する指定回線基本使用料の適用を受けているときは、その料金額とします。以下この第 4 項において同じとします。)から、イに規定する額の割引を行います。

ただし、契約者が法人エコノミープランを選択している場合は、イに規定する割引は適用しません。

ア 複数年割引の種類

(ア)タイプⅠに係るもの

種類	利用期間
ゴールドプラン継続割引	12 料金月

(イ)タイプⅡに係るもの

種類	利用期間
年間割引①	12 料金月
年間割引②	
学生割引	
ハートフレンド割引(オレンジ)	
新・自分割引①	24 料金月
新・自分割引②	
新・自分割引③	
キッズ・シニア割引(オレンジ)	12 料金月又は 24 料金月

(ウ)タイプⅢに係るもの

種類	利用期間
一年割引	12 料金月
自分割引 50	24 料金月
家族割引 MAX50	
法人割引 MAX50	

イ 割引額

(ア) タイプⅠに係るもの

A ゴールドプラン継続割引

更 新 数	割 引 額
-------	-------

0 の場合	基本使用料に 0.37 を乗じて得た額
1 の場合	基本使用料に 0.40 を乗じて得た額
2 の場合	基本使用料に 0.44 を乗じて得た額
3 の場合	基本使用料に 0.47 を乗じて得た額
4 の場合	基本使用料に 0.51 を乗じて得た額
5 の場合	基本使用料に 0.54 を乗じて得た額
6 の場合	基本使用料に 0.58 を乗じて得た額
7 の場合	基本使用料に 0.61 を乗じて得た額
8 の場合	基本使用料に 0.65 を乗じて得た額
9 の場合	基本使用料に 0.68 を乗じて得た額
10 以上の場合	基本使用料に 0.70 を乗じて得た額

(イ) タイプⅡに係るもの

A 年間割引①

1 契約ごとに

利 用 年 数	割 引 額
1 年以内までの場合	基本使用料に 0.15 を乗じて得た額
1 年を超え 2 年以内までの場合	基本使用料に 0.16 を乗じて得た額
2 年を超え 3 年以内までの場合	基本使用料に 0.17 を乗じて得た額
3 年を超え 4 年以内までの場合	基本使用料に 0.18 を乗じて得た額
4 年を超え 5 年以内までの場合	基本使用料に 0.19 を乗じて得た額
5 年を超え 6 年以内までの場合	基本使用料に 0.20 を乗じて得た額
6 年を超え 7 年以内までの場合	基本使用料に 0.21 を乗じて得た額
7 年を超え 8 年以内までの場合	基本使用料に 0.22 を乗じて得た額
8 年を超え 9 年以内までの場合	基本使用料に 0.23 を乗じて得た額
9 年を超え 10 年以内までの場合	基本使用料に 0.24 を乗じて得た額
10 年を超える場合	基本使用料に 0.25 を乗じて得た額

B 年間割引②

1 契約ごとに

利 用 年 数	割 引 額
1 年以内までの場合	基本使用料に 0.15 を乗じて得た額
1 年を超え 2 年以内までの場合	基本使用料に 0.26 を乗じて得た額
2 年を超え 3 年以内までの場合	基本使用料に 0.32 を乗じて得た額
3 年を超える場合	基本使用料に 0.35 を乗じて得た額

C 学生割引

1 契約ごとに

割 引 額
基本使用料に 0.50 を乗じて得た額

D ハートフレンド割引(オレンジ)

1 契約ごとに

割 引 額
基本使用料に 0.50 を乗じて得た額

E 新・自分割引①

1 契約ごとに

割 引 額
基本使用料に 0.50 を乗じて得た額

F 新・自分割引②

1 契約ごとに

割 引 額
基本使用料に 0.529 を乗じて得た額

G 新・自分割引③

1 契約ごとに

割 引 額
基本使用料に 0.52 を乗じて得た額

H キッズ・シニア割引(オレンジ)

1 契約ごとに

選 択 料 金 種 別	割 引 額
第 12 種Ⅱ【キッズ・シニアプラン】	基本使用料に 0.56 を乗じて得た額

(ウ) タイプⅢに係るもの

A 一年割引

1 契約ごとに

利 用 年 数	割 引 額
1 年以内までの場合	基本使用料に 0.10 を乗じて得た額
1 年を超え 2 年以内までの場合	基本使用料に 0.12 を乗じて得た額
2 年を超え 3 年以内までの場合	基本使用料に 0.14 を乗じて得た額
3 年を超え 4 年以内までの場合	基本使用料に 0.16 を乗じて得た額
4 年を超え 5 年以内までの場合	基本使用料に 0.18 を乗じて得た額
5 年を超え 6 年以内までの場合	基本使用料に 0.20 を乗じて得た額
6 年を超え 7 年以内までの場合	基本使用料に 0.21 を乗じて得た額
7 年を超え 8 年以内までの場合	基本使用料に 0.22 を乗じて得た額
8 年を超え 9 年以内までの場合	基本使用料に 0.23 を乗じて得た額
9 年を超え 10 年以内までの場合	基本使用料に 0.24 を乗じて得た額

10 年を超える場合	基本使用料に 0.25 を乗じて得た額
------------	---------------------

B 自分割引 50

1 契約ごとに

割 引 額
基本使用料に 0.50 を乗じて得た額

C 家族割引 MAX50

1 契約ごとに

割 引 額
基本使用料に 0.50 を乗じて得た額

D 法人割引 MAX50

1 契約ごとに

割 引 額
基本使用料に 0.50 を乗じて得た額

(2)(1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(指定回線基本使用料の適用に関する経過措置)

5 指定回線基本使用料の適用を受けている 3G サービス、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)に係るその指定回線基本使用料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者の選択により、指定回線群のうち 3G サービスの契約者回線、3G サービス(s)の契約者回線及び 3G サービス(i)の契約者回線（タイプⅠに係るものに限り、以下この欄において同じとします。）に係る基本使用料について、選択した料金種別により、第 3 項に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約ごとに

選択料金種別	料金額(月額)
第 1 種Ⅰ	基本使用料から第 4 項(1)イ(ア)A の表に規定する割引額を減じて得た額

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(利用年数割引の適用に関する経過措置)

6 利用年数割引の適用（タイプⅡ）及び利用年数割引の適用（タイプⅢ）を受けている 3G サービス、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)に係るその利用年数割引の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者が選択する料金種別に係る基本使用料について、3G サービス契約、3G サービス(s)契約又は 3G サービス(i)契約の利用年数に応じて、次表に規定する額の割引を行います。

ア タイプⅡに係るもの

1 契約ごとに

利用年数	割 引 額
------	-------

1年を超え2年以内までの場合	基本使用料に 0.05 を乗じて得た額
2年を超え4年以内までの場合	基本使用料に 0.07 を乗じて得た額
4年を超える場合	基本使用料に 0.15 を乗じて得た額

イ タイプⅢに係るもの

1 契約ごとに

利用年数	割 引 額
1年を超え2年以内までの場合	基本使用料に 0.07 を乗じて得た額
2年を超え3年以内までの場合	基本使用料に 0.08 を乗じて得た額
3年を超え4年以内までの場合	基本使用料に 0.10 を乗じて得た額
4年を超え5年以内までの場合	基本使用料に 0.12 を乗じて得た額
5年を超える場合	基本使用料に 0.15 を乗じて得た額

(2) (1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(指定回線基本使用料割引の適用(タイプⅡ)に関する経過措置)

7 指定回線基本使用料割引の適用を受けている 3G サービス、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)に係るその指定回線基本使用料割引の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者の選択により、指定回線群のうち 3G サービスの契約者回線、3G サービス(s)の契約者回線及び 3G サービス(i)の契約者回線（タイプⅡに係るものに限り、以下この欄において同じとします。）に係る基本使用料について、第3項に規定する基本使用料から(ア)から(エ)に規定する額の割引を行います。

この場合において、第4項（年間割引に限り、）及び第6項に規定する割引は適用しません。

(ア) (イ)から(エ)以外のとき

1 契約ごとに

割 引 額
基本使用料に 0.25 を乗じて得た額

(イ) 第6項の適用を受けているとき

1 契約ごとに

利 用 年 数	割 引 額
1年以内までの場合	基本使用料に 0.25 を乗じて得た額
1年を超え2年以内までの場合	基本使用料に 0.29 を乗じて得た額
2年を超え4年以内までの場合	基本使用料に 0.31 を乗じて得た額
4年を超える場合	基本使用料に 0.37 を乗じて得た額

(ウ) 第4項（年間割引①に限り、）の適用を受けているとき

1 契約ごとに

利 用 年 数	割 引 額
1年以内までの場合	基本使用料に 0.37 を乗じて得た額
1年を超え2年以内までの場合	基本使用料に 0.38 を乗じて得た額
2年を超え3年以内までの場合	基本使用料に 0.40 を乗じて得た額

3年を超え4年以内までの場合	基本使用料に 0.41 を乗じて得た額
4年を超え5年以内までの場合	基本使用料に 0.43 を乗じて得た額
5年を超え6年以内までの場合	基本使用料に 0.44 を乗じて得た額
6年を超え7年以内までの場合	基本使用料に 0.46 を乗じて得た額
7年を超え8年以内までの場合	基本使用料に 0.47 を乗じて得た額
8年を超え9年以内までの場合	基本使用料に 0.48 を乗じて得た額
9年を超え10年以内までの場合	基本使用料に 0.49 を乗じて得た額
10年を超える場合	基本使用料に 0.50 を乗じて得た額

(エ) 第4項(年間割引②)に限ります。)の適用を受けているとき

1 契約ごとに

利 用 年 数	割 引 額
1年以内までの場合	基本使用料に 0.36 を乗じて得た額
1年を超え2年以内までの場合	基本使用料に 0.45 を乗じて得た額
2年を超え3年以内までの場合	基本使用料に 0.49 を乗じて得た額
3年を超える場合	基本使用料に 0.52 を乗じて得た額

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(指定回線基本使用料割引の適用(タイプⅢ)に関する経過措置)

8 指定回線基本使用料割引の適用(タイプⅢ)を受けている 3G サービス、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)に係るその指定回線基本使用料割引の適用(タイプⅢ)は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者の選択により、指定回線群のうち 3G サービスの契約者回線、3G サービス(s)の契約者回線及び 3G サービス(i)の契約者回線(タイプⅢに係るもの)に限ります。以下この欄において同じとします。)に係る基本使用料について、第3項に規定する基本使用料から(ア)から(エ)に規定する額の割引を行います。

この場合において、指定回線基本使用料割引には家族割引(ブルー)と法人割引(ブルー)の2種類があります。

(ア) (イ)から(エ)以外のとき

1 契約ごとに

割 引 額
基本使用料に 0.25 を乗じて得た額

(イ) 第6項の適用を受けているとき

1 契約ごとに

利 用 年 数	割 引 額
1年以内までの場合	基本使用料に 0.25 を乗じて得た額
1年を超え2年以内までの場合	基本使用料に 0.32 を乗じて得た額
2年を超え3年以内までの場合	基本使用料に 0.33 を乗じて得た額
3年を超え4年以内までの場合	基本使用料に 0.35 を乗じて得た額
4年を超え5年以内までの場合	基本使用料に 0.37 を乗じて得た額
5年を超える場合	基本使用料に 0.40 を乗じて得た額

(ウ) キッズ・シニアプラン(タイプⅢ)の適用を受けているとき

1 契約ごとに

割 引 額
基本使用料に 0.50 を乗じて得た額

(エ) 第 4 項の適用を受けているとき

1 契約ごとに

利 用 年 数	割 引 額
1 年以内までの場合	基本使用料に 0.35 を乗じて得た額
1 年を超え 2 年以内までの場合	基本使用料に 0.37 を乗じて得た額
2 年を超え 3 年以内までの場合	基本使用料に 0.39 を乗じて得た額
3 年を超え 4 年以内までの場合	基本使用料に 0.41 を乗じて得た額
4 年を超え 5 年以内までの場合	基本使用料に 0.43 を乗じて得た額
5 年を超え 6 年以内までの場合	基本使用料に 0.45 を乗じて得た額
6 年を超え 7 年以内までの場合	基本使用料に 0.46 を乗じて得た額
7 年を超え 8 年以内までの場合	基本使用料に 0.47 を乗じて得た額
8 年を超え 9 年以内までの場合	基本使用料に 0.48 を乗じて得た額
9 年を超え 10 年以内までの場合	基本使用料に 0.49 を乗じて得た額
10 年を超える場合	基本使用料に 0.50 を乗じて得た額

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(障がい者割引に係る基本使用料割引の適用(タイプⅢ)に関する経過措置)

9 障がい者割引に係る基本使用料割引の適用を受けている 3G サービス、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)に係るその障がい者割引に係る基本使用料割引の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者（障がい者（身体障がい者（身体障害者福祉法第 15 条 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。）、知的障がい者（療養手帳制度により定められた療養手帳制度要綱に規定する療養手帳の交付を受けている者をいいます。）、精神障がい者（精神保健及び障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。）、指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律第 7 条第 4 項の規定により医療受給者証の交付を受けている者をいいます。）又は特定疾患患者(特定疾患医療受給者証若しくは特定疾患登録者証の交付を受けている者をいいます。)）に限り、以下この欄において「契約者」といいます。)) からの選択により、第 3 項に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する額の割引を行います。

1 契約ごとに

割 引 額
基本使用料に 0.50 を乗じて得た額

(2) (1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(昼間、夜間、土曜日・日曜日・祝日及び深夜・早朝時間帯等の料金額の適用に関する経過措置)

10 次のいずれかの料金種別を選択している場合の時間帯区分は、以下のとおりとします。

(1) 基本使用料について、ゴールドプランを選択している契約者に係る契約者回線から行った通信に係るもの

区 分	時 間 帯
昼 間	午前 1 時から午後 9 時までの間
夜 間	午後 9 時から午前 0 時まで及び午前 0 時から午前 1 時までの間

- (2) 基本使用料について、デイトタイム S(WX)、デイトタイム L(WX)又は法人エコノミープランを選択している契約者に係る契約者回線から行った通信に係るもの及び契約者回線に行った通信に係るもの

区 分	時 間 帯
昼 間	土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時から午後 7 時までの間
夜 間	土曜日、日曜日及び祝日を除く午後 7 時から午後 11 時までの間
深夜・早朝	午後 11 時から午前 0 時及び午前 0 時から午前 8 時までの間
土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日における午前 8 時から午後 11 時までの間

- (3) 基本使用料について、ソフトバンクモバイルオフィスを選択している契約者に係る契約者回線から行った通信に係るもの

区 分	時 間 帯
昼 間	午前 8 時から午後 7 時までの間
夜 間	午後 7 時から午前 0 時及び午前 0 時から午前 8 時までの間

- (4) (1)から(3)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(指定先電気通信番号への通信料の月極割引の適用（タイプⅡ）に関する経過措置)

- 11** 指定先電気通信番号への通信料の月極割引の適用（タイプⅡ）を受けている 3G サービス、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)に係るその指定先電気通信番号への通信料の月極割引の適用（タイプⅡ）は、次のとおりとします。

- (1) 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者の選択により、次表に規定する定額料を支払った場合に、第 3 項(2)アの規定により算定した、指定先電気通信番号に係る契約者回線等（契約者回線、特定電気通信回線又は固定電気通信事業者若しくは当社が別に定める IP 電話事業者に係る電気通信設備をいいます。以下この欄において同じとします。）への通話モードまたはデジタル通信モードによる通信（(2)に規定するものを除きます。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行います。この場合において、指定先電気通信番号の数は、3 までとします。

1 契約ごとに

定額料（月額）	割 引 額
300 円（税抜）	料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額

- (2) 指定先電気通信番号への通信料の月極割引の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

(ア) 国際アウトローミング機能の利用による通信

(イ) 通信の付加サービスの利用による通信

- (3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(自宅の電気通信番号への通信料の月極割引の適用に関する経過措置)

- 12** 自宅の電気通信番号への通信料の月極割引の適用を受けている 3G サービス、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)に係るその自宅の電気通信番号への通信料の月極割引の適用は、次のとおりとします。

- (1) 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者からの選択により、第 3 項(2)

アの規定により算定した、自宅の電気通信番号への通信（(2)に規定するものに限り。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行います。

1 契約ごとに

割 引 額
料金の月間累計に 0.50 を乗じて得た額

(2) 自宅の電気通信番号への通信料の月極割引の適用の対象となる通信は、通話モードによる通信であって、次に該当しないものに限り。

(7) 国際アウトローミング機能の利用による通信

(4) 通信の付加サービスの利用による通信

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(指定回線通信料割引の適用(タイプⅡ)に関する経過措置)

13 指定回線通信料割引の適用(タイプⅡ)を受けている 3G サービス、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)に係るその指定回線通信料割引の適用(タイプⅡ)は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(s) 契約者又は 3G サービス(i) 契約者が第 7 項に規定する指定回線基本使用料の適用(タイプⅡ)を受けている場合に、1 の指定回線群に係る 3G サービス、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)の契約者回線からその指定回線群を構成する他の契約者回線又は特定電気通信回線へ行った通信((2)に規定するものを除きます。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行います。この場合において、指定回線群を構成する契約者回線が第 14 項又は第 15 項の適用を受けているときは、この限りではありません。

1 指定回線群ごとに

割 引 額	
(1) 通話モード及びデジタル通信モードに係るもの	1 の指定回線群に係る各々の契約者回線からその指定回線群を構成する他の契約者回線又は特定電気通信回線へ行った通信に関する料金の月間累計額に 0.30 を乗じて得た額の合計額
(2) メッセージ通信モードに係るもの	1 の指定回線群に係る各々の契約者回線からその指定回線群を構成する他の契約者回線又は特定電気通信回線へ行った通信に関する料金の月間累計額に 1.00 を乗じて得た額の合計額

(2) 指定回線通信料割引の適用の対象となる通信は、国際アウトローミング機能の利用による通信を除きます。

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(学生割引に係る通信料等の月極割引の適用に関する経過措置)

14 学生割引に係る通信料割引等の適用を受けている 3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者及び 3G サービス(i)契約者に係る学生割引に係る通信料割引等の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者及び 3G サービス(i)契約者が第 4 項に定める学生割引に係る基本使用料の適用を受けている場合に、次表に規定する通信料割引等の適用を行います。

通信の区別	通信料割引等の適用
通話モードによる通信	一般通信及び相互接続通信（固定電気通信事業者又は当社が別に定める

	IP 電話事業者に係る電気通信設備へ行った通信に限ります。以下この欄において同じとします。)に関する料金について、第3項(2)ア(イ)②に規定する料金額に代えて、ア又はイに規定する料金額を適用します
メッセージ通信モードによる通信	第3項(2)ア(エ)①の規定により算定した通信に関する料金の月間累計額について、ウに規定する額の割引を行ないます。

ア 一般通信又は相互接続通信（固定電気通信事業者又は IP 電話事業者に係る電気通信設備へ行った通信に係るものに限り。）に係るもの

区 分	料金種別		料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
			単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日・ 日曜日・祝日
通 信 料	LL プラン(WX)		1 分	7 円(税抜)			
	L プラン(WX)		30 秒	6 円(税抜)			
	M プラン(WX)		30 秒	7 円(税抜)			
	S プラン(WX)		30 秒	8 円(税抜)			
	SS プラン(WX)		30 秒	10 円(税抜)			
	デイトタイム S (WX)		1 分	10 円(税抜)	24 円(税抜)		
	デイトタイム	一般通信	1 分	5 円(税抜)	15 円(税抜)		
	L(WX)	相互接続通信	1 分	7 円(税抜)	15 円(税抜)		
	キッズ・シニアプラン(タイプⅡ)		10 秒	5 円(税抜)			

イ 相互接続通信（ア以外のものに限り。）に係るもの

区 分	料金種別	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
		単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日・ 日曜日・祝日
通 信 料	LL プラン(WX)	1 分	12 円(税抜)			
	L プラン(WX)	30 秒	9 円(税抜)			
	M プラン(WX)	30 秒	11 円(税抜)			
	S プラン(WX)	30 秒	12 円(税抜)			
	SS プラン(WX)	30 秒	16 円(税抜)			
	デイトタイム S (WX)	1 分	16 円(税抜)	38 円(税抜)		
	デイトタイム L(WX)	1 分	12 円(税抜)	24 円(税抜)		
	キッズ・シニアプラン(タイプⅡ)	10 秒	8 円(税抜)			

ウ メッセージ通信モードによる通信料に係るもの

1 契約ごとに

割引額
通信に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(ハートフレンド割引 (オレンジ) に係る通信料等の月極割引の適用に関する経過措置)

15 ハートフレンド割引 (オレンジ) に係る通信料割引等の適用を受けている 3G サービス契約者、3G サービス (s)契約者及び 3G サービス(i)契約者に係るハートフレンド割引 (オレンジ) に係る通信料割引等の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者及び 3G サービス(i)契約者が第 4 項に定めるハートフレンド割引に係る基本使用料の適用を受けている場合に、次表に規定する通信料割引等の適用を行います。

通信の区別	通信料割引等の適用
通話モードによる通信	一般通信及び相互接続通信 (固定電気通信事業者又は当社が別に定める IP 電話事業者に係る電気通信設備へ行った通信に限ります。以下この欄において同じとします。)に関する料金について、第 3 項(2)ア(イ)②に規定する料金額に代えて、ア又はイに規定する料金額を適用します。
デジタル通信モードによる通信	第3項(2)ア(イ)②Aの規定により算定した通信に関する料金の月間累計額について、ウに規定する額の割引を行ないます。
メッセージ通信モードによる通信	第3項(2)ア(エ)①の規定により算定した通信に関する料金の月間累計額について、エに規定する額の割引を行ないます。

ア 一般通信又は相互接続通信 (固定電気通信事業者又は IP 電話事業者に係る電気通信設備へ行った通信に係るものに限りま。

区 分	料金種別		料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
			単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日・ 日曜日・祝日
通 信 料	LL プラン(WX)		1 分	7 円(税抜)			
	L プラン(WX)		30 秒	6 円(税抜)			
	M プラン(WX)		30 秒	7 円(税抜)			
	S プラン(WX)		30 秒	8 円(税抜)			
	SS プラン(WX)		30 秒	10 円(税抜)			
	デイトタイム S (WX)		1 分	10 円(税抜)	24 円(税抜)		
	デイトタイム	一般通信	1 分	5 円(税抜)	15 円(税抜)		
	L(WX)	相互接続通信	1 分	7 円(税抜)	15 円(税抜)		
	キッズ・シニアプラン(タイプⅡ)		10 秒	5 円(税抜)			

イ 相互接続通信 (ア以外のものに限りま。

区分	料金種別		料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
			単位時間	昼間	夜間	深夜・早朝	土曜日・日曜日・祝日
通信料	LL プラン(WX)		1 分	12 円(税抜)			
	L プラン(WX)		30 秒	9 円(税抜)			
	M プラン(WX)		30 秒	11 円(税抜)			
	S プラン(WX)		30 秒	12 円(税抜)			

SS プラン(WX)	30 秒	16 円(税抜)	
デイトタイム S (WX)	1 分	16 円(税抜)	38 円(税抜)
デイトタイム L(WX)	1 分	12 円(税抜)	24 円(税抜)
キッズ・シニアプラン(タイプⅡ)	10 秒	8 円(税抜)	

ウ デジタル通信モードによる通信料に係るもの

(ア) (イ)以外のもの

1 契約ごとに

割引額
通信に関する料金の月間累計額に 0.20 を乗じて得た額

(イ) 一般通信又は相互接続通信(固定電気通信事業者又は IP 電話事業者に係る電気通信設備へ行った通信に係るものに限ります。)に係るもの

1 契約ごとに

割引額
通信に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額

エ メッセージ通信モードによる通信料に係るもの

1 契約ごとに

割引額
通信に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用(タイプⅡ)に関する経過措置)

16 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用(タイプⅡ)を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

(1) 当社は、3G サービス契約者の選択により、契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信について、アの通信料の規定に基づき、イに定める方法により算定した通信に関する料金の月間累計額に代えて、ウに規定する定額通信料の適用を行います。

ア 通信料の適用

1 契約ごとに

区 分	料 金 額
第 3 項(2)ア(ウ)②A に規定するもの	1 課金対象パケットごとに 0.08 円 (税抜)
上記以外	第 3 項に定める額と同額

イ 月間累計額の算定

通信に関する料金の月間累計額は、次のとおり算定します。

① パケット通信モードによる通信(PC サイトブラウザ、PC サイトダイレクト及びアクセスインターネットプラスに係る通信を除きます。)に関する料金をアの規定により計算します。ただし、計算して得た額が 4,200 円(税

抜)を超える場合は、4,200 円(税抜)とします。

- ② パケット通信モードによる通信(PC サイトブラウザ及びアクセスインターネットプラスに係る通信に限りま
す。)に関する料金をアの規定により計算し、①で算定して得た額に加えます。ただし、この合計額が 5,700 円
(税抜)を超える場合は、5,700 円(税抜)とします。

ウ 定額通信料

イの規定により算定した料金額を、次表のとおり適用します。

1 契約ごとに

アの規定により算定した料金額	定額通信料(月額)
1,000 円(税抜)未満	1,000 円(税抜)(最小定額通信料)
1,000 円(税抜)以上 5,700 円(税抜)未満	アの規定により算定した料金額と同額
5,700 円(税抜)以上	5,700 円(税抜)(最大定額通信料)

- (2) 第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用①の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

ア 国際アウトローミング機能の利用による通信

イ ア以外のもの

(7) 別記 13 に定める契約者回線に係る通信料の請求先分割を利用した通信

(4) (7)以外のもの

① SI機能の利用によるパケット通信以外のパケット通信(アクセスインターネットプラスに係る通信を除
きます。)

② PC サイトダイレクトに係る通信

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用(タイプⅡ)に関する経過措置)

17 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適
用(タイプⅡ)を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

- (1) 当社は、3G サービス契約者の選択により、パケット通信モードによる通信について、アの通信料の規定に基
づき、イに定める方法により算定した通信に関する料金の月間累計額に代えて、ウに規定する定額料金額の適用
を行います。

ア 通信料の適用

1 契約ごとに

区 分	料 金 額
第 3 項(2)ア(ウ)②A に規定するもの	1 課金対象パケットごとに 0.05 円(税抜)
上記以外	第 3 項に定める額と同額

イ 月間累計額の算定

通信に関する料金の月間累計額は、次のとおり算定します。

- ① パケット通信モードによる通信(PC サイトブラウザ、PC サイトダイレクト及びアクセスインターネットプラスに係る通信を除きます。)
に関する料金をイの規定により計算します。ただし、計算して得た額が 4,200 円(税
抜)を超える場合は、4,200 円(税抜)とします。

② パケット通信モードによる通信(PC サイトブラウザ及びアクセスインターネットプラスに係る通信に限りま

す。)に関する料金をアの規定により計算し、①で算定して得た額に加えます。ただし、この合計額が 5,700 円（税抜）を超える場合は、5,700 円（税抜）とします。

ウ 定額通信料

イの規定により算定した料金額を、次表のとおり適用します。

1 契約ごとに

イの規定により算定した料金額	定額通信料（月額）
2,000 円（税抜）未満	2,000 円（税抜）（最小定額通信料）
2,000 円（税抜）以上 5,700 円（税抜）未満	アの規定により算定した料金額と同額
5,700 円（税抜）以上	5,700 円（税抜）（最大定額通信料）

(2) 第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

ア 国際アウトローミング機能の利用による通信

イ ア以外のもの

(7) 別記 13 に定める契約者回線に係る通信料の請求先分割を利用した通信

(4) (7)以外のもの

① SI機能の利用によるパケット通信以外のパケット通信(アクセスインターネットプラスに係る通信を除きます。)

② PC サイトダイレクトに係る通信

(3) (1)又は(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(指定先電気通信番号への通信料の月極割引の適用（タイプⅢ）に関する経過措置)

18 指定先電気通信番号への通信料の月極割引の適用（タイプⅢ）を受けている 3G サービス、3G サービス(s) 又は 3G サービス(i)に係るその指定先電気通信番号への通信料の月極割引の適用（タイプⅢ）は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者の選択により、次表に規定する定額料を支払った場合に、第 3 項の規定により算定した、指定先電気通信番号（第 19 項の適用を受けている場合は、その割引適用の対象となる通信の相手の契約者回線又は特定電気通信回線の契約者識別番号を除きます。）に係る契約者回線等（契約者回線若しくは特定電気通信回線、固定電気通信事業者若しくは当社が別に定める IP 電話事業者に係る電気通信設備又は国際通信の相手先に係る電気通信設備をいいます。以下この欄において同じとします。）への通話モードまたはデジタル通信モードによる通信（(2)に規定するものを除きます。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行います。この場合において、指定先電気通信番号の数は、国際通信の相手先となる電気通信番号の数を 2 まで、それ以外の指定先電気通信番号の数を 5 までとします。

1 契約ごとに

定額料（月額）	区 分	割 引 額
180 円（税抜）	(7) 契約者回線若しくは特定電気通信回線への通信又は国際通信の相手先となる電気通信番号に	料金の月間累計額に 0.30 を乗じて得た額

	係る電気通信設備への通信に係るもの	
	(イ) (ア) 以外の通信	料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額

(2) 指定先電気通信番号への通信料の月極割引の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

(ア) 国際アウトローミング機能の利用による通信

(イ) 通信の付加サービスの利用による通信

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(指定回線通信料割引の適用(タイプⅢ)に関する経過措置)

19 指定回線通信料割引の適用を受けている **3G** サービス、**3G** サービス(s)又は **3G** サービス(i)に係るその指定回線通信料割引の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、**3G** サービス契約者、**3G** サービス(s) 契約者又は **3G** サービス(i) 契約者が第 8 項に規定する指定回線基本使用料の適用を受けている場合に、1 の指定回線群に係る **3G** サービス、**3G** サービス(s)又は **3G** サービス(i)の契約者回線からその指定回線群を構成する他の **3G** サービス、**3G** サービス(s)又は **3G** サービス(i)の契約者回線又は特定電気通信回線(以下この欄において「契約者回線等」といいます。)及び特定電気通信番号へ行った通信((2)に規定するものを除きます。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行います。

1 指定回線群ごとに

割 引 額		
1 通話モード及びデジタル通信モードに係るもの	(1) 1 の指定回線群に係る各々の 3G サービスの契約者回線からその指定回線群を構成する他の契約者回線等へ行った通信に係るもの	料金の月間累計額に 0.30 を乗じて得た額の合計額
	(2) 特定電気通信番号へ行った通信に係るもの	料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額の合計額
2 パケット通信モードに係るもの (S!機能又は S!機能(i)に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用による通信であって、1 のメッセージデータが 300Kbyte までのものに限り ます。)	1 の指定回線群に係る各々の 3G サービスの契約者回線からその指定回線群を構成する他の契約者回線等へ行った通信に関する料金の月間累計額に 1.00 を乗じて得た額の合計額	

(2) 指定回線通信料割引の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

(ア) 国際アウトローミング機能の利用による通信

(イ) 通信の付加サービスの利用による通信

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(定額支払いによるパケット通信モードに係る通信料の取扱い(タイプⅢ)に関する経過措置)

20 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により定額支払いによるパケット通信モードに係る通信料の取扱い(タイプⅢ)を受けている場合の料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 当社は、3G サービス契約者の選択により、アからエに規定する定額料を支払った場合に、パケット通信モードによる通信に係る料金について、第3項(2)ア(ウ)③Aに規定する料金額に代えてアからエに規定する通信料を適用すること並びにアからエの規定により算定した通信に係る料金の月間累計額及び3G サービスに係る契約者回線から行った通信に関する料金の月間累計額（以下この欄において「通信に関する料金の月間累計額」といいます。）について、アからエに規定する無料通信の取扱いを行います。

ア パケット 10

区 分	料 金 額
定額料（月額）	1 契約ごとに 1,000 円（税抜）
無料通信の取扱い（月額）	
通信料	1 課金対象パケットごとに 0.1 円（税抜）

イ パケット 30

区 分	料 金 額
定額料（月額）	1 契約ごとに 3,000 円（税抜）
無料通信の取扱い（月額）	
通信料	1 課金対象パケットごとに 0.05 円（税抜）

ウ パケット 60

区 分	料 金 額
定額料（月額）	1 契約ごとに 6,000 円（税抜）
無料通信の取扱い（月額）	
通信料	1 課金対象パケットごとに 0.02 円（税抜）

エ パケット 90

区 分	料 金 額
定額料（月額）	1 契約ごとに 9,000 円（税抜）
無料通信の取扱い（月額）	
通信料	1 課金対象パケットごとに 0.015 円（税抜）

(2) 通信に関する料金の月間累計額から(1)に規定する無料通信の取扱いを行い、通信に関する料金の月間累計額が同表に規定する料金額を超える場合は、その通信に関する料金の月間累計額と同表に規定する料金額との差額について、3G サービス契約者が選択する料金種別に係る無料通信の取扱いを行います。

(3) (1)又は(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(パケット通信モードに係る定額通信料の適用に関する経過措置)

21 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定によりパケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

(1) 当社は、3G サービス契約者の選択により、パケット通信モードによる通信による通信のうちアに規定する区分の通信に係る料金について、アに規定する通信料を適用すること及びイに定める方法により算定した通信に関する料金の月間累計額に代えて、ウに規定する定額通信料の適用を行います。

ア 通信料の適用

1 契約ごとに

区 分	料 金 額
第3項(2)ア(イ)③Aに規定するもの	1 課金対象パケットごとに0.02円(税抜)
上記以外	第3項に定める額と同額

イ 月間累計額の算定

通信に関する料金の月間累計額は、次のとおり算定します。

① パケット通信モードによる通信(アクセスインターネットプラスに係る通信を除きます。)に関する料金をアの規定により計算します。ただし、計算して得た額が3,900円(税抜)を超える場合は、3,900円(税抜)とします。

② パケット通信モードによる通信(アクセスインターネットプラスに係る通信に限ります。)に関する料金をアの規定により計算し、①で算定して得た額に加えます。

ウ 定額通信料の適用

イの規定により算定した料金額を、次表のとおり適用します。

1 契約ごとに

イの規定により算定した料金額	定額通信料(月額)
3,900円(税抜)未満	3,900円(税抜)
3,900円(税抜)以上5,700円(税抜)未満	イの規定により算定した料金額と同額
5,700円(税抜)以上	5,700円(税抜)

(2) パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

ア 国際アウトローミング機能の利用による通信

イ ア以外のもの

(7) 別記13に定める契約者回線に係る通信料の請求先分割を利用した通信

(3) (1)イに規定する月間累計額の算定及びウに規定する定額通信料の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

ア SI機能の利用によるパケット通信以外のパケット通信(アクセスインターネットプラスに係る通信を除きます。)

イ PCサイトブラウザに係る通信

ウ PCサイトダイレクトに係る通信

(4) (1)から(3)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(ソフトバンクモバイルオフィス、ソフトバンクモバイルオフィス(s) 及びソフトバンクモバイルオフィス(i)に関する経過措置)

- 22 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次のソフトバンクモバイルオフィス、ソフトバンクモバイルオフィス(s) 及びソフトバンクモバイルオフィス(i)に係るソフトバンクモバイルオフィス契約、ソフトバンクモバイルオフィス(s) 契約 及びソフトバンクモバイルオフィス(i) 契約については、なお従前のとおりとします。

ソフトバンクモバイルオフィス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して、主としてグループ内通信のために提供する 3G 通信サービス
ソフトバンクモバイルオフィス(s)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して、主としてパケット通信及びグループ内通信のために提供する 3G 通信サービス
ソフトバンクモバイルオフィス(i)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定して、主として当社が別に定めるアクセスポイントとの間のパケット通信及びグループ内通信のために提供する 3G 通信サービス

(料金に関する経過措置)

- 23 料金種別が第1種 MOI のもの(以下「ソフトバンクモバイルオフィス」といいます。)を選択しているソフトバンクモバイルオフィス契約者、ソフトバンクモバイルオフィス(s)契約者及びソフトバンクモバイルオフィス(i) 契約者に提供するソフトバンクモバイルオフィス、ソフトバンクモバイルオフィス(s) 及びソフトバンクモバイルオフィス(i)に係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

料金額(月額)
5,200 円 (税抜)

イ アに規定する基本使用料については、利用年数又はソフトバンクモバイルオフィス契約者、ソフトバンクモバイルオフィス(s)契約者及びソフトバンクモバイルオフィス(i)契約者の選択に応じて、利用年数割引若しくは選択制による割引等を適用します。この場合において、割引等に関する料金その他の提供条件は、改正後の料金表の規定によります。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(ア)通話モードによる通信に係るもの

① ②、③又は④以外のもの

区 分	料金額(1分までごとに次の料金額)	
	昼間	夜間

通 信 料	20 円(税抜)
-------	----------

② 相互接続通信（③に係るものを除きます。）に係るもの

区 分	料金額(1 分までごとに次の料金額)	
	昼間	夜間
通 信 料	20 円(税抜)	

③ 国際通信に係るもの

区分	料金額
通信料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(1)ア(ウ)に規定する料金額と同額

④ グループ内通信（固定電気通信事業者に係る相互接続通信に限ります。）に係るもの

区 分	料金額(1 分までごとに次の料金額)	
	昼間	夜間
通 信 料	10 円(税抜)	15 円(税抜)

(イ)デジタル通信モードによる通信に係るもの

① ②、③又は④以外のもの

区 分	料金額(1 分までごとに次の料金額)	
	昼間	夜間
通 信 料	36 円(税抜)	

② 相互接続通信に係るもの

区 分	料金額(1 分までごとに次の料金額)	
	昼間	夜間
通 信 料	36 円(税抜)	

③ 国際通信に係るもの

区分	料金額
通信料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額

④ グループ内通信に係るもの

A 一般通信に係るもの

区 分	料金額(1 分までごとに次の料金額)	
	昼間	夜間
通 信 料	18 円(税抜)	

B 相互接続通信（固定電気通信事業者に係る電気通信設備へ行った通信に限ります。）に係るもの

区 分	料金額(1 分までごとに次の料金額)	
	昼間	夜間
通 信 料	18 円(税抜)	27 円（税抜）

(ウ)パケット通信モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区分	料金額(1 課金対象パケットごとに)
通信料	0.2 円(税抜)

② S!機能又は S!機能(i)に係る国際メッセージデータ変換機能の利用による通信（国際メッセージデータの送信に係るものに限り、）に係るもの

区分	料金額(単位時間までごとに次の料金額)				
	1.5Kbyte 以下のもの	1.5Kbyte を 超え 10Kbyte 以下のもの	10Kbyte を 超え 30Kbyte 以下のもの	30Kbyte を超 え 100Kbyte 以下のもの	100Kbyte を超 え 300Kbyte 以下のもの
送信料	103 円	108 円	135 円	300 円	400 円

③ 指定情報配信機能の利用に係るもの

区分	料金額(1 課金対象パケットごとに)
通信料	0.01 円(税抜)

(エ)メッセージ通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区分	料金額(1 通信ごとに次の料金額)
送信料	3 円(税抜)

② 国際メッセージ通信に係るもの

区分	料金額(1 通信ごとに次の料金額)
送信料	100 円(税抜)

(カ)通信の付加サービスに係るもの

① 相互接続番号案内自動接続サービスに係るもの

区分	単位	料金額
通信付加料	1 接続ごとに	100 円(税抜)

(キ)留守番通信機能の利用による通信(当社が別に定めるものに限り、)に係るもの

区 分	料金額
通 信 料	その留守番通信機能の提供を受けている契約者回線から行った通信に係る料金額((7)①に規定するものに限り、)と同額

イ ソフトバンクモバイルオフィス契約者、ソフトバンクモバイルオフィス(s)契約者及びソフトバンクモバイルオフィス(i)契約者の契約者回線から行った通信のうち、グループ内通信（一般通信に限り、）については、

通信料の支払いを要しません。

(利用年数割引の適用(タイプⅠ)に関する経過措置)

24 利用年数割引の適用(タイプⅠ)を受けているソフトバンクモバイルオフィス、ソフトバンクモバイルオフィス(s)及びソフトバンクモバイルオフィス(i)に係るその利用年数割引の適用(タイプⅠ)は、次のとおりとします。

(1) 当社は、ソフトバンクモバイルオフィス契約者、ソフトバンクモバイルオフィス(s) 契約者及びソフトバンクモバイルオフィス(i)契約者が選択する料金種別に係る基本使用料について、3G 通信サービス契約の利用年数(その契約者回線の提供を開始した日から当該料金月の末日(契約の解除があったときは、その解除日の前日とします。)までの利用日数を通算し、365 日を 1 年として算出した年数をいいます。以下同じとします。)に応じて、次表に規定する額の割引を行います。

1 契約ごとに

利用年数	割 引 額
1 年を超え 2 年以内までの場合	基本使用料に 0.05 を乗じて得た額
2 年を超え 3 年以内までの場合	基本使用料に 0.07 を乗じて得た額
3 年を超え 5 年以内までの場合	基本使用料に 0.10 を乗じて得た額
5 年を超える場合	基本使用料に 0.15 を乗じて得た額

(2)(1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(発信規制機能に関する経過措置)

25 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定によりステータス通知機能の提供を受けている場合の料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 付加機能使用料は、次表のとおりとします。

	区分	単位	料金額
発信規制機能	(1) 発信規制機能 契約者があらかじめ指定したソフトバンクモバイルオフィスグループに係る一部又は全ての契約者回線から発信する通信について、契約者識別番号又は電気通信番号を利用して行う通信を規制することができるようにする機能をいいます。 (2) 特定通信規制機能 契約者があらかじめ指定したソフトバンクモバイルオフィスグループに係る一部又は全ての契約者回線から発信する通信について、あらかじめ指定した一部の通信を規制することができるようにする機能をいいます。 (3) 発信許可機能 契約者があらかじめ指定したソフトバンクモバイルオフィスグループに係る一部又は全ての契約者回線から発信する通信について、あらかじめ指定した一部の通信に限り発信することができるようにする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに 月額	無料

(2) (1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(グループ内通信識別機能に関する経過措置)

26 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定によりグループ内通信識別機能の提供を受けている場合の料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 付加機能使用料は、次表のとおりとします。

	区 分	単 位	料 金 額
グループ内通信識別機能	ソフトバンクモバイルオフィスグループに係る契約者回線から行った通信について、利用者番号を付与した契約者回線等（所属ソフトバンクモバイルオフィスグループに係る契約者回線又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備をいいます。）へ契約者識別番号又は電気通信番号を利用して行った通信をグループ内通信として識別することができるようにする機能をいいます。	1 ソフトバンクモバイルオフィスグループごとに月額	無料

(2) (1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(解除料の適用に関する経過措置)

27 解除料は、次のとおりとします。

(1) タイプⅠに係るもの

ア ゴールドプラン継続割引に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
解 除 料	1 契約ごとに	9,500 円(税抜)

(2) タイプⅡに係るもの

ア 年間割引①、年間割引②、年間割引③、学生割引又はハートフレンド割引(オレンジ)に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
解 除 料	1 契約ごとに	3,000 円(税抜)

イ 新・自分割引①、新・自分割引②又は新・自分割引③に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
解 除 料	1 契約ごとに	9,500 円(税抜)

ウ キッズ・シニア割引(オレンジ)に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
解 除 料	1 契約ごとに	3,500 円(税抜)又は 9,500 円(税抜)

(3) タイプⅢに係るもの

ア キッズ・シニアプラン（ブルー）又は一年割引に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
解 除 料	1 契約ごとに	3,000 円(税抜)

イ 自分割引 50、家族割引 MAX50 又は法人割引 MAX50 に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
解 除 料	1 契約ごとに	9,500 円(税抜)

ウ キッズ・シニア割引(オレンジ)に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
解 除 料	1 契約ごとに	3,500 円(税抜)又は 9,500 円(税抜)

(4) 契約者が次に該当する場合又は当社が別に定める事由に該当する場合は、解除料の支払いを要しません。

ア 複数年割引、複数年割引（オレンジ）、キッズ・シニアプラン(タイプⅢ)に係る取扱い又は複数年割引（ブルー）（以下この欄において「複数年割引等」といいます。）の更新があった日の属する料金月に、その複数年割引等を解除する場合又は複数年割引（ブルー）に規定する一年割引が満了する日の属する料金月に、その複数年割引（ブルー）に規定する一年割引を解除する場合。

イ 複数年割引等を解除すると同時に新たに異なる種類の複数年割引等（利用期間が同等以上のものに限りです。）を選択する場合。

(5) (1)から(4)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

附 則(平成 27 年 9 月 14 日 約牒第 15-0043 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 9 月 30 日から実施します。

附 則(平成 27 年 10 月 21 日 約牒第 15-0051 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 10 月 23 日から実施します。

ただし、Hutchison Drei Austria GmbH に関するものについては平成 27 年 10 月 27 日から、Vodafone New Zealand Limited に関するものについては平成 27 年 10 月 28 日から実施します。

附 則(平成 27 年 11 月 2 日 渉外第 15-0056 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 11 月 4 日から実施します。

(料金に関する経過措置)

2 料金種別が次表のものを選択している 3G サービス契約者に提供する 3G サービスに係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

1 契約ごとに

料金種別	料金額(月額)
第 4 種 DP I 【データ従量プラン】	4,267 円（税抜）
第 5 種 DP I 【データフラットプラン】	6,077 円（税抜）
第 6 種 DP I 【データフラットプラン for ULTRA SPEED】	3,696 円（税抜）

イ 料金種別の第 5 種 DP I 及び第 6 種 DP I は、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了し

た日（その料金種別の第 5 種 DP I 及び第 6 種 DP I に係る取扱いがウの規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）の属する料金月から起算して、24 料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了するものとします。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

ウ 当社は、イの規定により料金種別の第 5 種 DP I 及び第 6 種 DP I に係る取扱いが満了した場合は、その満了日(料金種別の第 5 種 DP I 及び第 6 種 DP I に係る取扱いが満了する日をいいます。)の翌日に料金種別の第 5 種 DP I 及び第 6 種 DP I に係る取扱いを更新します。

エ 料金種別の第 5 種 DP I 及び第 6 種 DP I を選択している契約者が、その料金種別の変更若しくは廃止することを当社に通知した場合又は当社がその料金種別を変更若しくは廃止した場合は、(3)に規定する事由に該当する場合を除き、(3)に規定する解除料の支払いを要します。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(7)デジタル通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区 分	料金種別	料金額（1 分までごとに次の料金額）
通 信 料	第 4 種 DP I	80 円(税抜)

② 相互接続通信に係るもの

区 分	料金種別	料金額（1 分までごとに次の料金額）
通 信 料	第 4 種 DP I	80 円(税抜)

(1)パケット通信モードによる通信に係るもの

区 分	料金種別	料金額（1 課金対象パケットごとに）
通 信 料	第 4 種 DP I	0.08 円（税抜）
	第 5 種 DP I	0.04 円（税抜）
	第 6 種 DP I	0.04 円（税抜）

イ 基本使用料について料金種別の第 5 種 DP I 又は料金種別の第 6 種 DP I を選択している 3G サービス契約者に係る契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信(国際アウトローミング機能に係る通信を除きます。)であって当社が別に定めるアクセスポイントとの間の通信については、第 52 条(通信料の支払い義務)第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

(3) 解除料

ア 解除料は、次表のとおりとします。

料 金 種 別	単 位	料 金 額
第 5 種 DP I	1 契約ごとに	9,500 円(税抜)
第 6 種 DP I	1 契約ごとに	9,500 円(税抜)

イ 契約者が次に該当する場合又は当社が別に定める事由に該当する場合は、解除料の支払いを要しません。

(ア) 料金種別の第 5 種 DP I に係る取扱い又は料金種別の第 6 種 DP I に係る取扱いの更新があった日の属する料金月に、料金種別の第 5 種 DP I に係る取扱い又は料金種別の第 6 種 DP I に係る取扱いを解除する場合、料金種別の第 5 種 DP I に係る取扱い又は料金種別の第 6 種 DP I に係る取扱いの初回の更新があった日の属する料金月の翌料金月に、その料金種別の第 5 種 DP I に係る取扱い又は料金種別の第 6 種 DP I に係る取扱いを解除する場合。

(イ) 料金種別の第 5 種 DP I に係る取扱いを解除すると同時に料金種別の第 6 種 DP I に係る取扱いを選択する場合又は料金種別の第 6 種 DP I に係る取扱いを解除すると同時に料金種別の第 5 種 DP I に係る取扱いを選択する場合。

(4) (1)から(3)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(複数データ契約割引の適用に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により複数データ契約割引の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

(1) 当社は、契約者が基本使用料について料金種別第 4 種 DP I を選択すると同時に、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に規定する(E)データサービス契約を締結した場合であって、基本使用料についてソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に規定するデータ定額プランを選択したときに、第 2 項に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額の適用を行います。

1 契約ごとに

料金額 (月額)
286 円 (税抜)

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(第二種複数データ契約割引の適用に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により第二種複数データ契約割引の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

(1) 当社は、契約者が基本使用料について料金種別第 5 種 DP I を選択すると同時に、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に規定するデータフラットプラン S を選択したときに、第 2 項及びソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款の涉外第 15-0056 号(平成 27 年 11 月 2 日)の附則第 2 項に規定する基本使用料を合算した料金額に代えて、次表に規定する料金額の適用を行います。

1 指定組合せごとに

料金額 (月額)
834 円(税抜)

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(第三種複数データ契約割引の適用に関する経過措置)

5 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により第三種複数データ契約割引の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

(1) 当社は、契約者が基本使用料について料金種別第 6 種 DP I を選択すると同時に、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に規定するデータフラットプラン S を選択したときに、第 2 項及びソフトバン

クモバイル(E)データ通信サービス契約約款の渉外第 15-0056 号(平成 27 年 11 月 2 日)の附則第 2 項に規定する基本使用料を合算した料金額に代えて、次表に規定する料金額の適用を行います。

1 指定組合せごとに

料金額（月額）
834 円(税抜)

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(第四種複数データ契約割引の適用に関する経過措置)

6 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により第四種複数データ契約割引の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

(1) 当社は、契約者が基本使用料について料金種別第 6 種 DP I を選択すると同時に、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に規定するデータフラットプラン S を選択したときに、第 2 項及びソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款の渉外第 15-0056 号(平成 27 年 11 月 2 日)の附則第 2 項に規定する基本使用料を合算した料金額に代えて、次表に規定する料金額の適用を行います。

1 指定組合せごとに

料金額（月額）
4,243 円(税抜)

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(第二種複数データ契約割引の適用に関する経過措置)

7 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により第二種複数データ契約割引の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

(1) 当社は、第二種複数データ契約割引の適用を受けている契約者回線及びソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に規定する(E)データ契約者回線から行ったパケット通信のうち、当社が別に定めるアクセスポイントとの間の通信に関する料金については、第 2 項の(2)のイ及びソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款の渉外第 15-0056 号(平成 27 年 11 月 2 日)の附則第 2 項(2)欄ウの規定にかかわらず、次表に規定する定額通信料の適用を行います。

1 指定組合せごとに

契約者回線及び(E)データ契約者回線から行った通信(当社が別に定めるアクセスポイントとの間の通信に限ります。)に関する料金の月間累計額	定額通信料（月額）
834 円（税抜）未満	無料
834 円（税抜）以上 4,200 円（税抜）未満	通信に関する料金の月間累計額から 834 円（税抜）を控除して得た額
4,200 円（税抜）以上	3,366 円（税抜）

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(第三種複数データ契約割引の適用に関する経過措置)

8 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により第三種複数データ契約割引の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

- (1) 当社は、第三種複数データ契約割引の適用を受けている契約者回線及びソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に規定する(E)データ契約者回線から行ったパケット通信のうち、当社が別に定めるアクセスポイントとの間の通信に関する料金については、第2項(2)欄イ及びソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款の涉外第15-0056号(平成27年11月2日)の附則第2項(2)欄ウの規定にかかわらず、次表に規定する定額通信料の適用を行います。

1 指定組合せごとに

契約者回線及び(E)データ契約者回線から行った通信(当社が別に定めるアクセスポイントとの間の通信に限ります。)に関する料金の月間累計額	定額通信料 (月額)
834 円 (税抜) 未満	無料
834 円 (税抜) 以上 4,700 円 (税抜) 未満	通信に関する料金の月間累計額から 834 円 (税抜) を控除して得た額
4,700 円 (税抜) 以上	3,866 円 (税抜)

- (2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(第四種複数データ契約割引の適用に関する経過措置)

- 9 当社は、第四種複数データ契約割引の適用を受けている契約者回線及びソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に規定する(E)データ契約者回線から行ったパケット通信のうち、当社が別に定めるアクセスポイントとの間の通信に関する料金については、第2項(2)欄イ及びソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款の涉外第15-0056号(平成27年11月2日)の附則第2項(2)欄ウの規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

(回線自動選択機能に関する経過措置)

- 10 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により回線自動選択機能の提供を受けている場合の料金その他の提供条件は、次の規定によります。

- (1) 付加機能使用料は、次表のとおりとします。

	区分	単位	料金額
回線自動選択機能	契約者回線 (ソフトバンクモバイル(E)データサービス契約約款に規定する(E)データサービスに係る契約者回線を含みます。)に接続されている移動無線装置等が在圏する地域等に応じて、通信を行う契約者回線を自動的に選択する機能をいいます。	1 の指定組合せごとに月額	500 円(税抜)

- (2) (1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

附 則(平成27年11月2日 約規第15-0057号)

(実施期日)

この改正規定は、平成27年11月6日から実施します。

ただし、EMIRATES TELECOMMUNICATIONS CORPORATION の FDD-LTE に関する規定については平成27

年 11 月 9 日から実施します。

附 則(平成 27 年 11 月 18 日 約牒第 15-0060 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 11 月 27 日から実施します。
ただし、lusacell S.A. de C.V.に関するものについては平成 27 年 12 月 10 日から実施します。

附 則(平成 27 年 11 月 30 日 約牒第 15-0062 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

附 則(平成 27 年 12 月 1 日 約牒第 15-0063 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 4 日から実施します。

附 則(平成 27 年 12 月 4 日 約牒第 15-0064 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 9 日から実施します。

附 則(平成 27 年 12 月 10 日 約牒第 15-0065 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 11 日から実施します。

附 則(平成 27 年 12 月 16 日 約牒第 15-0068 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 17 日から実施します。

附 則(平成 27 年 12 月 15 日 約牒第 15-0066 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 22 日から実施します。
ただし、COSMOTE MOBILE TELECOMMUNICATIONS S.A.に関するものについては平成 27 年 12 月 24 日から、
Teleguam Holdings, LLC に関するものについては平成 27 年 12 月 25 日から実施します。

附 則(平成 27 年 12 月 24 日 約牒第 15-0070 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 26 日から実施します。

附 則(平成 27 年 12 月 25 日 約牒第 15-0071 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 26 日から実施します。

附 則(平成 28 年 1 月 26 日 約牒第 15-0076 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 1 月 29 日から実施します。

附 則(平成 28 年 2 月 8 日 約牒第 15-0080 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 2 月 9 日から実施します。

附 則(平成 28 年 2 月 23 日 約牒第 15-0083 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 2 月 26 日から実施します。

ただし、Rogers Communications Canada Inc.、PT Indosat Tbk、LLC ASTELIT、PrJSC "MTS Ukraine"、Telia Eesti AS、Vodafone Libertel N.V.、Telia Mobile Denmark, Branch of TeliaSonera Mobile Networks AB, Sweden、TeliaSonera Norge AS、NOS Comunicações, S.A.及び GO p.l.c.に関するものについては平成 28 年 2 月 29 日から実施します。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日 約牒第 15-0088 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

ただし、Oman Mobile Telecommunications Company S.A.O.G.、Kuwait Telecommunication Company (K.S.C)、Everything Everywhere Limited、lifecell LLC、TeliaSonera Mobile Networks AB、TELENOR LTD.、AVEA İletişim Hizmetleri A.S.、Telia Norge AS、Orange Moldova S.A.、AT&T Maritime Services 及び Telenor Maritime AS に関するものについては平成 28 年 4 月 4 日から実施します。

附 則(平成 28 年 4 月 20 日 約牒第 16-0004 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 21 日から実施します。

ただし、この改正規定実施の日の属する料金月において、複数年割引、料金種別の第 5 種 I に係る取扱い又は料金種別の第 2 種 DF I に係る取扱い(以下、「複数年割引等」といいます。))を選択している契約者の属する料金月が、その複数年割引等の更新があった日の属する料金月の翌料金月となる場合、解除料の適用除外の取扱いは、なお従前のとおりとします。

附 則(平成 28 年 4 月 26 日 約牒第 16-0009 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 27 日から実施します。

附 則(平成 28 年 4 月 27 日 約牒第 16-0006 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 28 日から実施します。

附 則(平成 28 年 5 月 19 日 約牒第 16-0016 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

附 則(平成 28 年 5 月 19 日 約牒第 16-0017 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

附 則(平成 28 年 5 月 30 日 約牒第 16-0018 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 6 月 3 日から実施します。

附 則(平成 28 年 6 月 14 日 約牒第 16-0025 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 6 月 17 日から実施します。

附 則(平成 28 年 6 月 27 日 約牒第 16-0032 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 6 月 28 日から実施します。

附 則(平成 28 年 6 月 14 日 約牒第 16-0026 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(平成 28 年 6 月 30 日 約牒第 16-0033 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(平成 28 年 7 月 6 日 約牒第 16-0034 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 7 月 8 日から実施します。

附 則(平成 28 年 7 月 21 日 約牒第 16-0037 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 7 月 22 日から実施します。

ただし、TELEFONICA BRASIL S/A に関するものについては平成 28 年 7 月 28 日から実施します。

附 則(平成 28 年 8 月 1 日 約牒第 16-0040 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 8 月 5 日から実施します。

附 則(平成 28 年 8 月 9 日 約牒第 16-0041 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 8 月 11 日から実施します。

附 則(平成 28 年 8 月 10 日 約牒第 16-0042 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 8 月 19 日から実施します。

附 則(平成 28 年 8 月 19 日 約牒第 16-0043 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 8 月 22 日から実施します。

附 則(平成 28 年 8 月 31 日 約牒第 16-0044 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 9 月 1 日から実施します。

附 則(平成 28 年 9 月 6 日 約牒第 16-0046 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 9 月 9 日から実施します。

附 則(平成 28 年 9 月 16 日 約牒第 16-0048 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 9 月 26 日から実施します。

附 則(平成 28 年 10 月 6 日 約牒第 16-0050 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 14 日から実施します。

附 則(平成 28 年 10 月 27 日 約牒第 16-0052 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 28 日から実施します。

附 則(平成 28 年 10 月 31 日 約牒第 16-0056 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

附 則(平成 28 年 11 月 2 日 約牒第 16-0058 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 11 月 4 日から実施します。

ただし、Sprint Spectrum, L.P.に関するものについては平成 28 年 11 月 15 日から実施します。

附 則(平成 28 年 11 月 17 日 約牒第 16-0060 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 11 月 18 日から実施します。

附 則(平成 28 年 11 月 28 日 約牒第 16-0064 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。

ただし、CLARO COSTA RICA TELECOMUNICACIONES S.A.、Ooredoo Myanmar Limited 及び China Mobile Communications Corporation に関するものについては平成 28 年 12 月 2 日から実施します。

附 則(平成 28 年 11 月 29 日 約牒第 16-0065 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 2 日から実施します。

附 則(平成 28 年 12 月 19 日 約牒第 16-0068 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 21 日から実施します。

附 則(平成 28 年 12 月 20 日 約牒第 16-0069 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 26 日から実施します。

ただし、AT&T Mobility LLC に関するものについては平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(平成 28 年 12 月 26 日 約牒第 16-0070 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

ただし、3G プリペイドサービス及び 3G プリペイドサービス(s)に係るユニバーサルサービス料に関する規定については、平成 29 年 1 月 11 日から実施します。

附 則(平成 29 年 1 月 10 日 約牒第 16-0073 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 1 月 13 日から実施します。

附 則(平成 29 年 1 月 23 日 約牒第 16-0075 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 1 月 24 日から実施します。

附 則(平成 29 年 1 月 27 日 渉外第 16-0077 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 31 日から実施します。

(モジュールプリペイドサービス(i)に関する経過措置)

- 2 この改正規定の際現に、改正前の規定により締結している次のモジュールプリペイドサービス(i)契約については、なお従前のとおりとします。

モジュールプリペイドサービス(i)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に電気通信回線を設定し、前払いを受けた金額に応じて設定される期間に限定して、専ら当社が別に定めるアクセスポイントとの間のパケット通信のために提供する 3G 通信サービス
-------------------	---

(料金に関する経過措置)

- 3 モジュールプリペイドサービス(i)契約者に提供するモジュールプリペイドサービス(i)に係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) モジュールプリペイドサービス(i)契約に係る前払い料金

モジュールプリペイドサービス(i)契約に係る前払い料金は、次表のとおりとします。

1 の料金の前払い登録ごとに

前払い額	利用可能期間
1,493 円(税抜)	利用可能期間起算日から 30 日 ただし、利用可能期間起算日から 30 日以内にパケット通信モードによる通信（アクセスポイント接続機能に係る通信であって、国際アウトローミング機能に係る料金を除きます。）の情報量の累計が 100MB に達した場合は、そのときまでの期間
4,200 円(税抜)	利用可能期間起算日から 30 日 ただし、利用可能期間起算日から 30 日以内にパケット通信モードによる通信（アクセスポイント接続機能に係る通信であって、国際アウトローミング機能に係る料金を除きます。）の情報量の累計が 1GB に達した場合は、そのときまでの期間

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

パケット通信モードによる通信に係るもの

区 分	料金額（1 課金対象パケットごとに）
通信料	0.2 円（税抜）

イ モジュールプリペイドサービス(i)契約者に係る契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信であってアクセスポイント接続機能に係る通信(国際アウトローミング機能に係る通信を除きます。)については、第 52 条(通信料の支払い義務)第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

- (3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前の通りとします。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日 約牒第 16-0088 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

(基本使用料に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の基本使用料の適用は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社と同表の右欄の基本使用料の適用に移行したものとします。

附 則(平成 27 年 11 月 2 日 渉外第 15-0056 号) 第 4 項から 6 項の割引の適用を受けた第 5 種 DP I 又は第 6 種 DP I	移行後の提供条件は当社が別に定めるところによります。
--	----------------------------

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日 渉 外 第 16-0089 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日より実施します。

(呼出音指定機能の提供に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により呼出音指定機能の提供を受けている場合の料金その他の提供条件は、次の規定によります

(1) 付加機能使用料は、次表のとおりとします。

区分		単位	料金額 (月額)
呼出音	その契約者回線に着信があった場合において、その呼出し中に、発信者の契約者回線へ契約者があらかじめ指定した音楽等を送出する機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額	100 円(税抜)
指定機能	提供条件	(1) SI機能の提供を受けている 3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者、3G サービス(i)契約者又は特定契約サービス(4G)契約者(当社が別に定める場合を除きます。)に限り提供します。 (2) 呼出音指定機能を利用した音楽等の送出手は 3G 通信サービス又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等から着信があった場合(当社が別に定める場合を除きます。)に限り行うことができます。 (3) 呼出音指定機能を利用して送出手できる音楽等は、その音楽等に係る権利上の理由その他音楽等の作成者等の都合により消去又は変更されることがあります。この場合において、当社は、その消去又は変更により生じた損害については、その原因の如何によらず責任を負わないものとします。 (4) 呼出音指定機能を利用して送出手できる音楽等の指定方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	

(2) (1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日 約牒第 16-0085 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 4 月 20 日から実施します。

附 則(平成 29 年 5 月 31 日 約牒第 17-0003 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社と同表の右欄の契約に移行したものとします。

附 則(平成 27 年 8 月 31 日 渉外第 15-0042 号)に規定するソフトバンクモバイルオフィス契約	3G サービス契約
附 則(平成 27 年 8 月 31 日 渉外第 15-0042 号)に規定するソフトバンクモバイルオフィス(s)契約	3G サービス(s)契約
附 則(平成 27 年 8 月 31 日 渉外第 15-0042 号)に規定するソフトバンクモバイルオフィス(i)契約	3G サービス(i)契約

(料金種別に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供していた次表の左欄の料金種別は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により同表の右欄の料金種別に移行したものとします。

附 則(平成 27 年 8 月 31 日 渉外第 15-0042 号)第 23 項に規定する第 1 種 MO I	第 6 種 I
--	---------

(通信料割引の適用に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の通信料割引の適用は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社と同表の右欄の通信料割引の適用に移行したものとします。

附 則(平成 22 年 8 月 31 日 渉外第 10-0094 号)第 6 項に規定する複数回線群 F に係る通信料割引の適用	複数回線群に係る通信料割引の適用
--	------------------

附 則(平成 29 年 6 月 30 日 約牒第 17-0006 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

ただし、3G プリペイドサービス及び 3G プリペイドサービス(s)に係るユニバーサルサービス料に関する規定については、平成 29 年 7 月 4 日から実施します。

附 則(平成 29 年 7 月 4 日 約牒第 17-0007 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 7 月 5 日から実施します。

附 則(平成 29 年 8 月 10 日 約牒第 17-0010 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 8 月 16 日から実施します。

附 則(平成 29 年 9 月 26 日 約牒第 17-0013 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 27 日から実施します。

附 則(平成 29 年 9 月 26 日 約牒第 17-0013 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(平成 29 年 10 月 30 日 約牒第 17-0015 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

附 則(平成 29 年 11 月 28 日 約牒第 17-0016 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。

附 則(平成 29 年 12 月 13 日 約牒第 17-0018 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 12 月 14 日から実施します。

附 則(平成 29 年 12 月 13 日 約牒第 17-0018 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 12 月 15 日から実施します。

附 則(平成 29 年 12 月 26 日 約牒第 17-0019 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

ただし、3G プリペイドサービス及び 3G プリペイドサービス(s)に係るユニバーサルサービス料に関する規定については、平成 30 年 1 月 10 日から実施します。

附 則(平成 30 年 2 月 28 日 約牒第 17-0021 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

附 則(平成 30 年 5 月 8 日 約牒第 18-0002 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 5 月 9 日から実施します。

附 則(平成 30 年 5 月 23 日 約牒第 18-0003 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 5 月 25 日から実施します。

附 則(平成 30 年 6 月 14 日 約牒第 18-0005 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 6 月 18 日から実施します。

附 則(平成 30 年 6 月 19 日 約牒第 18-0006 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 6 月 21 日から実施します。

附 則(平成 30 年 6 月 27 日 約牒第 18-0008 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 30 年 6 月 28 日から実施します。

(特定契約サービス(4G)に係る契約に関する経過措置)

2 第 26 条の 17(その他の提供条件)に規定するほか、4G 通信サービス契約約款に、この約款の適用を受ける旨の規定があるときは、その適用について料金種別第 4 種 I を選択した 3G サービス(s)又は 3G サービス(i)の場合に準ずるものとします。

(割引等の選択に関する経過措置)

3 この改正規定にかかわらず、料金種別が第 4 種 I 又は第 5 種 I のものを選択している 3G サービス契約者、3G サービス契約者(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者は、第 6 項から第 14 項に規定する割引の変更(選択した料金種別に係る割引に限ります。)を行うことができるものとします。

(料金種別の選択に関する経過措置)

4 この改正規定にかかわらず、料金種別が第 4 種 I 又は第 5 種 I のものを選択している 3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者は、第 4 項に規定する料金種別の選択を行うことができるものとします。

(料金種別第 4 種 I 又は第 5 種 I に関する経過措置)

5 料金種別が第 4 種 I 又は第 5 種 I のものを選択している契約者に提供する 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)に係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

料金種別	単位	料金額 (月額)
第 4 種 I 【標準プラン】	1 契約ごとに	1,867 円 (税抜)

第5種I【ホワイトプランR】	1契約ごとに	934円（税抜）
----------------	--------	----------

イ 3G サービス契約、3G サービス(f)契約、3G サービス(s)契約又は3G サービス(i)契約の締結と同時に端末設備を購入(当社が別に定める方法に限ります。)しない契約者については、料金種別第5種I（当社が別に定めるものに限ります。）を選択した場合、その契約の締結をした日の属する料金月の翌々料金月末までの間は、他の料金種別への変更ができません。

ウ 当社は、基本使用料について料金種別第4種I又は料金種別第5種Iを選択している契約者回線について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するものと当社が認める場合は、あらかじめ料金種別を変更する日及び変更する料金種別を契約者に通知のうえ、当社が指定する料金種別に変更するとともに、一定期間他の料金種別への変更を制限します。

この場合において、当社は、その契約者回線について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われていた又は他人の通信を媒介していたと当社が認めた日から、契約者が、変更後の料金種別を選択していたものとみなして料金を再計算し、既に支払済みの料金額との差額を、契約者に請求します。

エ 料金種別の第5種Iは、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日（その料金種別の第5種Iに係る取扱いがオの規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）の属する料金月から起算して、24料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了するものとします。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

オ 当社は、エの規定により料金種別の第5種Iに係る取扱いが満了した場合は、その満了日(料金種別の第5種Iに係る取扱いが満了する日をいいます。)の翌日に料金種別の第5種Iに係る取扱いを更新します。

カ 料金種別の第5種Iを選択している契約者が、その料金種別の変更若しくは廃止することを当社に通知した場合又は当社がその料金種別を変更若しくは廃止した場合は、(3)に規定する事由に該当する場合を除き、(3)に規定する解除料の支払いを要します。

(2) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(7)通話モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区分	料金額（30秒までごとに次の料金額）	
	昼間	夜間
通信料	20円（税抜）	

② 相互接続通信（③に係るものを除きます。）に係るもの

区分	料金額（30秒までごとに次の料金額）	
	昼間	夜間
通信料	20円（税抜）	

③ 国際通信に係るもの

区分	料金額（30 秒までごとに次の料金額）
通信料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(1)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(イ)デジタル通信モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区分	料金額（30 秒までごとに次の料金額）	
	昼間	夜間
通信料	36 円（税抜）	

② 相互接続通信に係るもの

区分	料金額（30 秒までごとに次の料金額）	
	昼間	夜間
通信料	36 円（税抜）	

③ 国際通信に係るもの

区分	料金額（30 秒までごとに次の料金額）
通信料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(ウ)パケット通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区分	料金額（1 課金対象パケットごとに）
通信料	0.2 円（税抜）

② 指定情報配信機能に係るもの

区分	料金額（1 課金対象パケットごとに）
通信料	0.01 円（税抜）

(エ)メッセージ通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区分	料金額（1 通信ごとに次の料金額）
送信料	3 円（税抜）

② 国際メッセージ通信に係るもの

区分	料金額（1 通信ごとに次の料金額）
送信料	100 円

(オ)通信の付加サービスに係るもの

① 相互接続番号案内自動接続サービスに係るもの

区分	単位	料金額
通信付加料	1 接続ごとに	100 円（税抜）

(カ)留守番通信機能の利用による通信（当社が別に定めるものに限ります。）に係るもの

区分	料金額
通信料	その留守番通信機能の提供を受けている契約者回線から行った通信に係る料金額（(ア)①に規定するものに限ります。）と同額

イ 基本使用料について料金種別の第 4 種 I 又は第 5 種 I を選択している 3G サービス契約者、3G サービス(s) 契約者又は 3G サービス(i)契約者（以下この欄において「契約者」といいます。）に係る契約者回線から行った通信のうち、次の通信（当社が別に定めるものを除きます。）については、第 52 条(通信料の支払い義務)第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

通信モード	料金の支払を要しない通信
(ア) 通話モード	昼間の時間帯における一般通信に係るもの
(イ) メッセージ通信モード	一般通信に係るもの
(ウ) パケット通信モード	SI機能又は SI機能(i)に係るメッセージデータ機能の利用による通信であって、1 のメッセージデータ（モジュールサービス契約者に係る契約者回線に送信されたものを除きます。）が 300Kbyte までのもの

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(指定回線基本使用料の適用に関する経過措置)

6 指定回線基本使用料の適用を受けている 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)に係るその指定回線基本使用料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者の選択により、指定回線群のうち 3G サービスの契約者回線、3G サービス(f)の契約者回線、3G サービス(s)の契約者回線及び 3G サービス(i)の契約者回線（タイプ I に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る基本使用料について、選択した料金種別により、第 3 項に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約ごとに

選択料金種別	料金額（月額）
第 4 種 I 又は第 5 種 I	基本使用料と同額

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(障がい者割引に係る基本使用料割引の適用(タイプ I)に関する経過措置)

7 障がい者割引に係る基本使用料割引の適用を受けている 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)に係るその障がい者割引に係る基本使用料割引の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者（障がい者（身体障がい者（身体障害者福祉法第 15 条 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をい

います。)、知的障がい者(療養手帳制度により定められた療養手帳制度要綱に規定する療養手帳の交付を受けている者をいいます。)、精神障がい者(精神保健及び障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。)、指定難病患者(難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項の規定により医療受給者証の交付を受けている者をいいます。))又は特定疾患患者(特定疾患医療受給者証若しくは特定疾患登録者証の交付を受けている者をいいます。))に限ります。以下この欄において「契約者」といいます。))からの選択により、第3項に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する額の割引を行います。

1 契約ごとに

割 引 額
基本使用料に 1.00 を乗じて得た額

(2) (1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(昼間、夜間、土曜日・日曜日・祝日及び深夜・早朝時間帯等の料金額の適用に関する経過措置)

8 次のいずれかの料金種別を選択している場合の時間帯区分は、以下のとおりとします。

(1) 基本使用料について、料金種別第4種Ⅰ又は第5種Ⅰを選択している契約者に係る契約者回線から行った通信に係るもの

区 分	時間帯
昼間	午前1時から午後9時までの間
夜間	午後9時から午前0時まで及び午前0時から午前1時までの間

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(定額支払いによる通信料の取扱いに関する経過措置)

9 定額支払いによる通信料の取扱いを受けている3Gサービス、3Gサービス(f)、3Gサービス(s)又は3Gサービス(i)に係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 当社は、3Gサービス契約者、3Gサービス(f)契約者、3Gサービス(s)契約者及び3Gサービス(i)契約者の選択により、アに規定する定額料を支払った場合に、通話モード又はデジタル通信モードによる通信に係る料金について、第5項に規定する料金額に代えてイに規定する通信料を適用します。

ア 定額料

1 契約ごとに

定額料 (月額)
934 円 (税抜)

イ 料金額

通話モードによる通信に係るもの(国際通信に係るものを除きます。)

区分	料金額 (30秒までごとに次の料金額)
通信料	10 円 (税抜)

デジタル通信モードによる通信に係るもの（国際通信に係るものを除きます。）

区分	料金額（30 秒までごとに次の料金額）
通信料	18 円（税抜）

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(指定回線通信料割引の適用に関する経過措置)

10 この改正規定実施の際限に、契約者が改正前の規定により料金表第 1 表第 3(通信料)1(適用)1-2(タイプ I に係る適用)(4)欄に規定する指定回線通信料割引の適用)を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

(1) 契約者は、1 の指定回線群に係る 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)の契約者回線からその指定回線群を構成する他の契約者回線又は特定電気通信回線へ行った通信のうち、通話モードによる通信及びパケット通信モードによる通信（S!機能又は S!機能(i)に係るメッセージデータ機能の利用による通信に限ります。）について、第 52 条(通信量の支払い義務)第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

(2) 指定回線通信料割引の適用の対象となる通信は、国際アウトローミング機能の利用による通信を除きます。

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(複数回線群に係る通信料割引の適用に関する経過措置)

11 この改正規定実施の際現に、契約者が改正前の規定により料金表第 1 表第 3(通信料)1(適用)1-2(タイプ I に係る適用)(5)欄に規定する複数回線群に係る通信料割引の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

(1) 契約者は、契約者の選択により、次表に規定する定額料を支払った場合に、1 の複数回線群に係る契約者回線からその複数回線群を構成する他の契約者回線へ行った通信のうち、通話モードによる通信について、第 52 条(通信料の支払い義務)第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

1 契約ごとに

複数回線群を構成する契約者回線の数	定額料(月額)
2 以上 30 以内	無料
31 以上 100 以内	500 円(税抜)
101 以上 1,000 以内	880 円(税抜)

(2) 複数回線群に係る契約者回線から行った通信に関する料金について次表に規定する額の割引を行います。

複数回線群を構成する契約者回線の数	割引額
2 以上 30 以内	1 の複数回線群にかかる契約者回線から行った通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額
31 以上 100 以内	1 の複数回線群にかかる契約者回線から行った通

	信に関する料金の月間累計額に 0.20 を乗じて得た額
101 以上 1,000 以内	1 の複数回線群にかかる契約者回線から行った通信に関する料金の月間累計額に 0.30 を乗じて得た額

(3) 料金表第 1 表第 3(通信料)2(料金額)2-1 の規定により算定した額(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含まず。)の月間累計額(料金表第 1 表第 3(通信料)1(適用)1-2 に規定する月極割引等の適用を受けている場合は、その割引適用後の月間累計額とします。)のうち、次表に規定する料金額までの額について、支払いを要しません。

1 契約ごとに月額

1,000 円(税抜)

(4) 複数回線群に係る通信料割引の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

(ア)国際アウトローミング機能の利用による通信

(イ)(ア)以外

①別記 13 に定める契約者回線に係る通信料の請求先分割を利用した通信

②パケット通信モードによる通信

A 第 3(通信料)1(適用)1-1(適用)(16)欄、(18)欄又は(19)欄に規定する定額通信料の適用を受ける通信

(5) (1)から(4)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用に関する経過措置)

12 特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用を受けている 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)に係るその特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用は、次のとおりとします。

(1) 特定 IP 電話サービスへの通信料割引とは、3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者（以下この欄において「契約者」といいます）の選択により、契約者回線から別記 24(1)に定める特定 IP 電話事業者が提供する電気通信サービス（以下この欄において「特定 IP 電話サービス」といいます。）に係る電気通信回線へ行った通信のうち、通話モードによる通信について、第 52 条(通信料の支払い義務)第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要さないことをいいます。

(2) 特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

(ア) 国際アウトローミング機能の利用による通信

(イ) 相互接続番号案内自動接続サービスの利用による通信

(ウ) 当社が他人の通信を媒介する電気通信サービスに係るものと認める電気通信番号(当社が別に定めるもの)に限ります。)への通信

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(特定固定電話サービスへの通信料割引の適用に関する経過措置)

13 特定固定電話サービスへの通信料割引の適用を受けている 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)

又は 3G サービス(i)に係るその特定固定電話サービスへの通信料割引の適用は、次のとおりとします。

(1) 特定固定電話サービスへの通信料割引とは、3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者（以下この欄において「契約者」といいます）の選択により、次に規定する定額料を支払った場合に、契約者回線から別記 25 に定める特定固定電話事業者が提供する電気通信サービス（以下この欄において「特定固定電話サービス」といいます。）に係る電気通信回線へ行った通信のうち、通話モードによる通信について、第 52 条(通信料の支払い義務)第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要さないことをいいます。

1 契約ごとに

定額料（月額）
934 円（税抜）

(2) 特定固定電話サービスへの通信料割引の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

- (ア) 国際アウトローミング機能の利用による通信
- (イ) 相互接続番号案内自動接続サービスの利用による通信
- (ウ) 自動着信転送機能の利用による通信

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(ハートフレンド割引（ホワイト）に係る通信料等の月極割引の適用に関する経過措置)

14 ハートフレンド割引（ホワイト）に係る通信料割引等の適用を受けている 3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者及び 3G サービス(i)契約者に係るハートフレンド割引（ホワイト）に係る通信料割引等の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者及び 3G サービス(i)契約者が第 5 項に定めるハートフレンド割引に係る基本使用料の適用を受けている場合に、次表に規定する通信料割引等の適用を行います。

ア 通信料割引等の適用

通信の区別	通信料割引等の適用
デジタル通信モードによる通信	第 5 項の規定により算定した通信に関する料金の月間累計額について、アに規定する額の割引を行いません。

イ 割引額

1 契約ごとに

割引額
通信に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(解除料の適用に関する経過措置)

15 料金種別が第4種Ⅰ又は第5種Ⅰのものを選択している契約者に提供する3Gサービス、3Gサービス(f)、3Gサービス(s)又は3Gサービス(i)に係る解除料は、次表のとおりとします。

(1) 解除料

ア イ以外のもの

単位	料金額
1契約ごとに	9,500円(税抜)

イ 第5項(1)(基本使用料)イに係るもの

区分	単位	料金額
(ア)(イ)以外	1契約ごとに	9,500円(税抜)
(イ)3G通信サービスに係る契約の締結をした日の属する料金月の翌々料金月末までに契約の解除を行ったとき		19,800円(税抜)

(2) 契約者が次に該当する場合又は当社が別に定める事由に該当する場合は、解除料の支払いを要しません。

(ア) 複数年割引、料金種別の第5種Ⅰに係る取扱い(以下この欄において「複数年割引等」といいます。)

の更新があった日の属する料金月及びその翌料金月に、その複数年割引等を解除する場合。

(イ) 複数年割引等(料金種別の第5種Ⅰに係る取扱いを除きます。)を解除すると同時に新たに異なる種類の複数年割引等(利用期間が同等以上のものに限ります。)を選択する場合。

(ウ) 障がい者割引に係る基本使用料割引の適用を受けている契約者回線について、料金種別の第5種Ⅰに係る取扱いを解除する場合。

(エ) 第12条の2(3Gサービス契約の最低利用期間)に規定する解除料について、次に該当する場合。

①料金種別の第4種Ⅰに係る取扱い(当社が別に定める場合に限ります。)以外の料金種別を選択している場合。

②障がい者割引に係る基本使用料割引の適用を受けている場合。

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

附 則(平成30年7月2日 約牒第18-0011号)

(実施期日)

この改正規定は、平成30年7月5日から実施します。

附 則(平成30年7月17日 約牒第18-0013号)

(実施期日)

この改正規定は、平成30年7月19日から実施します。

附 則(平成30年7月19日 約牒第18-0012号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 20 日から実施します。

附 則(平成 30 年 7 月 31 日 約牒第 18-0014 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 8 月 1 日から実施します。

附 則(平成 30 年 8 月 31 日 約牒第 18-0017 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 9 月 4 日から実施します。

附 則(平成 30 年 9 月 28 日 約牒第 18-0019 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(平成 30 年 10 月 24 日 約牒第 18-0022 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 26 日から実施します。

附 則(平成 31 年 1 月 16 日 約牒第 18-0027 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 21 日から実施します。

附 則(平成 31 年 1 月 25 日 約牒第 18-0028 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 31 日から実施します。

附 則(平成 31 年 1 月 29 日 約牒第 18-0029 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 2 月 1 日から実施します。

附 則(平成 31 年 2 月 21 日 約牒第 18-0031 号)
(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 2 月 26 日から実施します。

附 則(平成 31 年 2 月 28 日 約牒第 18-0032 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。

(その他)

2 渉外第 10-0040 号(平成 22 年 5 月 27 日)の附則(解除料の適用に関する経過措置)を次のように改めます。

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により料金表第 1(基本使用料)1(適用)に規定する料金種別の第 3

種Ⅰに係る取扱いを受けている契約者が、料金種別の第3種Ⅰに係る取扱いの満了日(料金種別の第3種Ⅰに係る取扱いが満了する日をいいます。)の属する料金月、その翌料金月及び翌々料金月(初回の満了時のみ、満了日の属する料金月、その翌料金月、翌々料金月及び翌々々料金月とします。)に、その料金種別の第3種Ⅰに係る取扱いを解除する場合は、解除料の支払いを要しません。

- 3 約牒第 11-0062 号(平成 24 年 3 月 13 日)の附則第 2 項(料金種別第 1 種 DFⅠに関する経過措置) (3) 解除料のイを次のように改めます。

イ 契約者が料金種別の第 1 種 DFⅠに係る取扱いの満了日(料金種別の第 1 種 DFⅠに係る取扱いが満了する日をいいます。)の属する料金月、その翌料金月及び翌々料金月にその料金種別の第 1 種 DFⅠに係る取扱いを解除する場合又は当社が別に定める事由に該当する場合は、解除料の支払いを要しません。

- 4 約牒第 12-0065 号(平成 24 年 10 月 29 日)の附則第 3 項(料金種別第 3 種Ⅰに関する経過措置) (3) 解除料のイを次のように改めます。

イ 契約者が料金種別の第 3 種Ⅰに係る取扱いの満了日(料金種別の第 3 種Ⅰに係る取扱いが満了する日をいいます。)の属する料金月、その翌料金月及び翌々料金月にその料金種別の第 3 種Ⅰに係る取扱いを解除する場合又は当社が別に定める事由に該当する場合は、解除料の支払いを要しません。

- 5 約牒第 18-0008 号(平成 30 年 6 月 27 日)の附則第 15 項(解除料の適用に関する経過措置) (2) (ア)を次のように改めます。

(ア) 複数年割引、料金種別の第 5 種Ⅰに係る取扱い(以下この欄において「複数年割引等」といいます。)の満了日(料金種別の第 5 種Ⅰに係る取扱いが満了する日をいいます。)の属する料金月、その翌料金月及び翌々料金月に、その複数年割引等を解除する場合。

附 則(平成 31 年 3 月 6 日 約牒第 18-0033 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 3 月 11 日から実施します。

附 則(平成 31 年 3 月 21 日 約牒第 18-0034 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 3 月 27 日から実施します。

附 則(平成 31 年 4 月 16 日 約牒第 19-0001 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 18 日から実施します。

附 則(令和元年 5 月 16 日 約牒第 19-0004 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 5 月 22 日から実施します。

附 則(令和元年 5 月 28 日 約牒第 19-0005 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 5 月 30 日から実施します。

附 則(令和元年 6 月 27 日 約牒 第 19-0007 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

ただし、3G プリペイドサービス及び 3G プリペイドサービス(s)に係るユニバーサルサービス料に関する規定については、令和元年 7 月 4 日から実施します。

附 則(令和元年 9 月 9 日 約牒 第 19-0011 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 9 月 10 日から実施します。

附 則(令和元年 9 月 12 日 約牒 第 19-0013 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年 9 月 13 日から実施します。

(3G サービス契約の最低利用期間に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により 3G サービスの提供を受けている場合の最低利用期間は、次の規定によります。

(1) 3G サービス契約には、最低利用期間があります。

(2)前項の最低利用期間は、当社が 3G サービスに係る契約申込みを承諾し、取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月から翌々料金月の末日までの間とします。

(3) 3G サービス契約者が、最低利用期間内に、その契約を解除することを当社に通知した場合又は当社がその契約を解除した場合は、第 21 項に規定する解除料の支払いを要します。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

(4) (1)、(2)及び(3)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(3G プリペイドサービス契約又は 3G プリペイドサービス(s)契約の最低利用期間に関する経過措置)

3 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により 3G プリペイドサービス又は 3G プリペイドサービス(s)の提供を受けている場合の最低利用期間は、次の規定によります。

(1) 3G プリペイドサービス契約又は 3G プリペイドサービス(s)契約には、最低利用期間があります。

(2) 前項の最低利用期間は、当社が 3G プリペイドサービス又は 3G プリペイドサービス(s)に係る契約申込みを承諾し、取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月から起算して、次表に規定する利用期間が経過することになる料金月の末日までとします。

最低利用期間
12 料金月

(3) 3G プリペイドサービス契約者又は 3G プリペイドサービス(s)契約者が、最低利用期間内に、その契約を解除することを当社に通知した場合又は当社がその契約を解除した場合は、第 21 項に規定する解除料の支払いを要します。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

(4) (1)、(2)及び(3)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(割引等の選択に関する経過措置)

4 この改正規定にかかわらず、料金種別が第 6 種 I、第 1 種 DP I、第 2 種 DP I、第 3 種 DP I のものを選択している 3G サービス契約者、3G サービス契約者(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者又は料金種別が第 2 種 DF I、第 3 種 DF I のものを選択しているモジュールサービス(i)契約者は第 8 項から第 19 項に規定する割引の変更(選択した料金種別に係る割引に限ります。)を行うことができるものとします。

(料金種別の選択に関する経過措置)

5 この改正規定にかかわらず、料金種別が第 1 種 DP I から第 3 種 DP I のものを選択している 3G サービス契約者は、料金種別が第 1 種 DP I から第 3 種 DP I のものの選択を行うことができるものとします。

(料金に関する経過措置)

6 料金種別が次表のものを選択している契約者に提供する 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)、3G サービス(i)又はモジュールサービス(i)に係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料は、次表のとおりとします。

①3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)及び 3G サービス(i)基本使用料

料金種別	単位	料金額（月額）
第 6 種 I【通話定額基本料(3G ケータイ)】【通話定額基本料(3G スマホ)】【通話定額ライト基本料(3G ケータイ)】	1 契約ごとに	提供条件は当社が別に定めるところによります。
第 1 種 DP I【データバリューパックスーパー】	1 契約ごとに	10,600 円（税抜）
第 2 種 DP I【データバリューパックミドル】	1 契約ごとに	8,000 円（税抜）
第 3 種 DP I【データバリューパックレギュラー】	1 契約ごとに	5,800 円（税抜）

②モジュールサービス(i)基本使用料

料金種別	単位	料金額（月額）
第 2 種 DF I 【ベーシックデータ 定額プラン】	1 契約ごとに	5,200 円
第 3 種 DF I 【タブレットプラン (3G)】	1 契約ごとに	提供条件は当社が別に定め るところによります。

イ 3G サービス契約、3G サービス(f)契約、3G サービス(s)契約又は 3G サービス(i)契約の締結と同時に端末設備を購入(当社が別に定める方法に限ります。)しない契約者については、料金種別第 6 種 I（当社が別に定めるものに限ります。）を選択した場合、その契約の締結をした日の属する料金月の翌々料金月末までの間は、他の料金種別への変更ができません。

ただし、当社が別に定める場合はその限りではありません。

ウ 3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者は、料金種別第 1 種 DP I、料金種別第 2 種 DP I 及び料金種別第 3 種 DP I 料金については選択することができません。

エ 当社は、基本使用料について料金種別第 6 種 I を選択している契約者回線について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するものと当社が認める場合は、あらかじめ料金種別を変更する日及び変更する料金種別を契約者に通知のうえ、当社が指定する料金種別に変更するとともに、一定期間他の料金種別への変更を制限します。

この場合において、当社は、その契約者回線について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われていた又は他人の通信を媒介していたと当社が認めた日から、契約者が、変更後の料金種別を選択していたものとみなして料金を再計算し、既に支払済みの料金額との差額を、契約者に請求します。

オ 料金種別の第 2 種 DF I は、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日（その料金種別の第 2 種 DF I に係る取扱いがカの規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）の属する料金月から起算して、24 料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了するものとします。この場合において、初回の更新が行われるまでの利用期間の算定については、必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月までを 1 の料金月とみなします。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

カ 当社は、オの規定により料金種別の第 2 種 DF I に係る取扱いが満了した場合は、その満了日(料金種別の第 2 種 DF I に係る取扱いが満了する日をいいます。)の翌日に料金種別の第 2 種 DF I に係る取扱いを更新します。

キ 料金種別の第 2 種 DF I を選択している契約者が、その料金種別を廃止することを当社に通知した場合又は当社がその料金種別を廃止した場合は、第 21 項(2)に規定する事由に該当する場合を除き、第 21 項(3)に規定する解除料の支払いを要します。

(2)付加機能使用料

ア 当社は、次の付加機能について、料金種別の第 6 種 I を選択している契約者からの利用の請求があったものとみなして取り扱います。

(7) 自動着信転送機能

(イ) 特定情報接続機能(3G サービス契約者に限ります。)

イ 料金種別の第 1 種 DP I から第 3 種 DP I を選択している契約者が利用できる付加機能は、次のものに限り
ます。

(7) 自動着信転送機能

(イ) 国際アウトローミング機能

(ウ) 限度額設定機能

ウ 料金種別の第 6 種 I を選択している契約者が留守番通信機能を利用する場合は、1 契約者回線ごとに月額
300 円の付加機能使用料の支払いを要します。

エ 料金種別の第 6 種 I を選択している契約者が S!機能又は S!機能(i)を利用している場合であって、料金月
の起算日以外の日に契約の解除を行ったとき（契約の解除があった日の属する料金月に契約者回線の提供を開始
した場合を除きます。）は S!機能又は S!機能(i)に係る月額料金の日割りは行いません。

(3) 通信料

ア 通信料は、次表のとおりとします。

(7)通話モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区分	料金種別	料金額（30 秒までごとに次の料金額）
通信料	第 6 種 I	20 円（税抜）

② 相互接続通信（③に係るものを除きます。）に係るもの

区分	料金種別	料金額（30 秒までごとに次の料金額）
通信料	第 6 種 I	20 円（税抜）

③ 国際通信に係るもの

区分	料金種別	料金額（30 秒までごとに次の料金額）
通信料	第 6 種 I	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(1)ア(ウ) に規定する料金額と同額

(イ)デジタル通信モードによる通信に係るもの

① ②又は③以外のもの

区分	料金種別	料金額（30 秒までごとに次の料金額）
通信料	第 6 種 I	36 円（税抜）
	第 1 種 DP I	40 円（税抜）
	第 2 種 DP I	60 円（税抜）
	第 3 種 DP I	80 円（税抜）

② 相互接続通信に係るもの

区分	料金種別	料金額 (30 秒までごとに次の料金額)
通信料	第 6 種 I	36 円 (税抜)
	第 1 種 DP I	40 円 (税抜)
	第 2 種 DP I	60 円 (税抜)
	第 3 種 DP I	80 円 (税抜)

③ 国際通信に係るもの

区分	料金種別	料金額 (30 秒までごとに次の料金額)
通信料	第 6 種 I	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(2)ア(ウ)に規定する料金額と同額

(ウ)パケット通信モードによる通信に係るもの

区分	料金種別	料金額 (1 課金対象パケットごとに)
通信料	第 6 種 I	0.2 円 (税抜)
	第 2 種 DF I	
	第 3 種 DF I	
	第 1 種 DP I	0.012 円 (税抜)
	第 2 種 DP I	0.015 円 (税抜)
	第 3 種 DP I	0.025 円 (税抜)

(エ)メッセージ通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区分	料金種別	料金額 (1 通信ごとに次の料金額)
送信料	第 6 種 I (当社が別に定めるものを除きます。)	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(4)アに規定する料金額と同額

② 国際メッセージ通信に係るもの

区分	料金種別	料金額 (1 通信ごとに次の料金額)
送信料	第 6 種 I	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(4)イに規定する料金額と同額

(オ)通信の付加サービスに係るもの

① 相互接続番号案内自動接続サービスに係るもの

区分	料金種別	単位	料金額
通信付加料	第 6 種 I	1 接続ごとに	100 円 (税抜)

(カ)留守番通信機能の利用による通信 (当社が別に定めるものに限り。)に係るもの

区分	料金種別	料金額
通信料	第 6 種 I	その留守番通信機能の提供を受けている

		契約者回線から行った通信に係る料金額 (ア)①に規定するものに限り、)と同額
--	--	---

イ 基本使用料について、第 1 種 DP I から第 3 種 DP I を選択している 3G サービスの契約者回線との間の通話モードによる通信及びメッセージ通信モードによる通信は行うことができません。

(4) (1)、(2)及び(3)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(当社以外の電気通信事業者が提供する携帯電話サービスに係る利用期間の取扱いに関する経過措置)

7 当社以外の電気通信事業者が提供する携帯電話サービスに係る利用期間の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(複数年割引の適用に関する経過措置)

8 複数年割引の適用を受けている 3G サービスに係るその複数年割引の適用は、次の通りとします。

(1)当社は、契約者の選択により、アに規定する一定の利用期間について、当社から 3G 通信サービスの提供を受けることを条件として、第 6 項に規定する基本使用料からイに規定する額の割引を行います。

ア 複数年割引の種類

種類	利用期間
二年割引	24 料金月
三年割引	36 料金月
四年割引	48 料金月

イ 割引額

(ア) 二年割引

A B 以外の料金月

1 契約ごとに

割引額
基本使用料に 0.25 を乗じて得た額

B 二年割引の適用を開始した料金月若しくは二年割引の更新があった日の属する料金月から 12 料金月後の料金月又は二年割引の更新があった日の属する料金月

1 契約ごとに

割引額
基本使用料に 0.50 を乗じて得た額

(イ) 三年割引

1 契約ごとに

割引額
基本使用料に 0.30 を乗じて得た額

(ウ) 四年割引

1 契約ごとに

割引額
基本使用料に 0.35 を乗じて得た額

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(複数回線群に係る基本使用料割引の適用に関する経過措置)

9 複数回線群に係る基本料割引の適用を受けている 3G サービスに係るその複数回線群に係る基本使用料割引の適用は次の通りとします。

(1)当社は、契約者の選択により、複数回線群 (3G サービス、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)の契約者回線により構成されるものに限ります。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線の数が次表に規定する基準に該当した場合に、第 6 項に規定する基本使用料から同表に規定する額の割引を契約者回線ごとに行います。

1 複数回線群ごとに

複数回線群を構成する契約者回線の数	割引額
2 以上 59 以内	1 の複数回線群を構成する契約者回線に係る基本使用料に 0.15 を乗じて得た額
60 以上 99 以内	1 の複数回線群を構成する契約者回線に係る基本使用料に 0.16 を乗じて得た額
100 以上 299 以内	1 の複数回線群を構成する契約者回線に係る基本使用料に 0.18 を乗じて得た額
300 以上 999 以内	1 の複数回線群を構成する契約者回線に係る基本使用料に 0.20 を乗じて得た額
1,000 以上 1,999 以内	1 の複数回線群を構成する契約者回線に係る基本使用料に 0.22 を乗じて得た額
2,000 以上	1 の複数回線群を構成する契約者回線に係る基本使用料に 0.23 を乗じて得た額

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(回線群グループに係る基本使用料割引の適用に関する経過措置)

10 回線群グループに係る基本使用料割引の適用を受けている 3G サービスに係るその回線群グループに係る基本使用料割引の適用は次の通りとします。

(1)当社は、契約者の選択により、回線群グループ(3G サービス、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)の契約者回線により構成されるものに限ります。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線の数が次表に規定する基準に該当した場合に、その基準に該当した料金月の翌料金月の回線群グループを構成する契約者回線に係る基本使用料について、第 6 項に規定する基本使用料から同表に規定する額の割引を契約者回線ごとに行います。

1 回線群グループごとに

回線群グループを構成する契約者回線の数	割引額
2 以上 59 以内	各々の複数回線群を構成する契約者回線に係る基本使

	用料に 0.15 を乗じて得た額
60 以上 99 以内	各々の複数回線群を構成する契約者回線に係る基本使用料に 0.16 を乗じて得た額
100 以上 299 以内	各々の複数回線群を構成する契約者回線に係る基本使用料に 0.18 を乗じて得た額
300 以上 999 以内	各々の複数回線群を構成する契約者回線に係る基本使用料に 0.20 を乗じて得た額
1,000 以上 1,999 以内	各々の複数回線群を構成する契約者回線に係る基本使用料に 0.22 を乗じて得た額
2,000 以上	各々の複数回線群を構成する契約者回線に係る基本使用料に 0.23 を乗じて得た額

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(複数年割引の適用(タイプ I)に関する経過措置)

11 複数年割引の適用(タイプ I)を受けている 3G サービスに係るその複数年割引の適用(タイプ I)は、次の通りとします。

(1)当社は、契約者の選択により、アに規定する一定の利用期間について、当社から 3G 通信サービスの提供を受けることを条件として、第 6 項に規定する基本使用料からイに規定する額の割引を行います。

ア 複数年割引の種類

種類	利用期間
年間割引(データバリュースタック用)	12 料金月
二年割引(データバリュースタック用)	24 料金月

イ 割引額

A 年間割引(データバリュースタック用)

1 契約ごとに

割引額
基本使用料に 0.15 を乗じて得た額

B 二年割引(データバリュースタック用)

1 契約ごとに

割引額
基本使用料に 0.25 を乗じて得た額

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(指定回線基本使用料の適用に関する経過措置)

12 指定回線基本使用料の適用を受けている 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)

に係るその指定回線基本使用料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、**3G サービス契約者**、**3G サービス(f)契約者**、**3G サービス(s)契約者**又は**3G サービス(i)契約者**の選択により、指定回線群のうち**3G サービス**の契約者回線、**3G サービス(f)**の契約者回線、**3G サービス(s)**の契約者回線及び**3G サービス(i)**の契約者回線（タイプⅠに係るものに限りします。以下この欄において同じとします。）に係る基本使用料について、選択した料金種別により、第 6 項に規定する基本使用料に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

1 契約ごとに

選択料金種別	料金額（月額）
第 6 種Ⅰ	基本使用料と同額

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(障がい者割引に係る基本使用料割引の適用(タイプⅠ)に関する経過措置)

13 障がい者割引に係る基本使用料割引の適用を受けている **3G サービス**、**3G サービス(f)**、**3G サービス(s)**、**3G サービス(i)**又は**モジュールサービス(i)**に係るその障がい者割引に係る基本使用料割引の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、**3G サービス契約者**、**3G サービス(f)契約者**、**3G サービス(s)契約者**、**3G サービス(i)契約者**又は**モジュールサービス(i)契約者**（障がい者（身体障がい者（身体障害者福祉法第 15 条 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。）、知的障がい者（療養手帳制度により定められた療養手帳制度要綱に規定する療養手帳の交付を受けている者をいいます。）、精神障がい者（精神保健及び障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。）、指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律第 7 条第 4 項の規定により医療受給者証の交付を受けている者をいいます。）又は特定疾患患者(特定疾患医療受給者証若しくは特定疾患登録者証の交付を受けている者をいいます。)に限りします。以下この欄において「契約者」といいます。)) からの選択により、第 6 項に規定する基本使用料から、次表に規定する額の割引を行います。

1 契約ごとに

選択料金種別	割 引 額
第 6 種Ⅰ 又は第 3 種 DFⅠ	1,700 円

(2) (1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(障がい者割引に係る基本使用料割引の適用を受けている契約者回線に係る付加機能使用料の適用に関する経過措置)

14 障がい者割引に係る基本使用料割引の適用を受けている **3G サービス**、**3G サービス(f)**、**3G サービス(s)**、**3G サービス(i)**又は**モジュールサービス(i)**に係る付加機能使用料の適用は、次のとおりとします。

(1) 当社は、障がい者割引に係る基本使用料割引の適用を受けている契約者回線(料金種別の第 6 種Ⅰ 又は第 3 種 DFⅠ を選択する場合に限りします。)について、料金表第 2(付加機能使用料) 2(料金額)に規定する付加機能使用料及び付随サービスに関する料金に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

(ア) 料金種別が第 6 種Ⅰ のもの

機能	料金額(月額)
通信中着信機能	料金額(月額)に 0.40 を乗じて得た額
留守番通信機能	
SI機能又は SI機能(i)	
位置情報検索機能	
別記 18 に規定する電話帳情報蓄積・読込みサービス	

(イ) 料金種別が第 3 種 DF I のもの

機能	料金額(月額)
アクセスポイント接続機能	料金額(月額)に 0.40 を乗じて得た額

(2) (1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(複数回線群に係る通信料の月極割引の適用に関する経過措置)

15 複数回線群に係る通信料の月極割引の適用を受けている 3G サービスに係るその複数回線群に係る通信料の月極割引の適用は、次の通りとします。

(1)当社は、契約者の選択により、アに規定する定額料を支払った場合に、料金表第 3(通信料)1(適用)1-1(16)欄、(18)欄、(19)欄又は料金表第 3(通信料)2 (料金額) 2-1-1 の規定により算定した、複数回線群(3G サービス、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)の契約者回線により構成されるものに限り、以下この欄において同じとします。)に係る契約者回線から行った通信に関する料金（他社相互接続通信又は他社相互接続通信に係る料金等通信料又は通信料に合算して請求するものを含みます。以下「通信に関する料金等」といいます。）の月間累計額（第 17 項の取扱いを受けているときはその無料通信の取扱い後の月間累計額とします。）がイに規定する基準に該当した場合に、複数回線群に係る契約者回線から行った通信に関する料金について、イに規定する額の割引を契約者回線ごとに行います。

ア 定額料

複数回線群を構成する契約者回線の数	定額料（月額）
9 以内	1 契約ごとに 300 円（税抜）
10 以上	1 複数回線群ごとに 3,000 円（税抜）

イ 割引額

1 複数回線群ごとに

通信に関する料金等（税抜価格とします。）の月間累計額	割引額
15 万円未満	1 の複数回線群に係る契約者回線から行った通信に関する料金の月間累計額に 0.15 を乗じて得た額
15 万円以上 100 万円未満	1 の複数回線群に係る契約者回線から行った通信に関する料金の月間累計額に 0.20 を乗じて得た額
100 万円以上 500 万円未満	1 の複数回線群に係る契約者回線から行った通信に関する

	料金の月間累計額に 0.25 を乗じて得た額
500 万円以上	1 の複数回線群に係る契約者回線から行った通信に関する料金の月間累計額に 0.28 を乗じて得た額

(2)複数回線群に係る通信料の月極割引の適用の対象となる通信は、次に該当する通信を除きます。

(ア) 国際アウトローミング機能の利用による通信

(イ) (ア) 以外のもの

① 別記 13 に定める契約者回線に係る通信料の請求先分割を利用した通信

② 通信の付加サービスの利用による通信

③ ①又は②以外のもの

A 通話モードによる通信又はデジタル通信モードによる通信

a 国際通信

B メッセージ通信モードによる通信

a 国際メッセージ通信

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

(回線群グループに係る通信料の月極割引の適用に関する経過措置)

16 回線群グループに係る通信料の月極割引の適用を受けている 3G サービスに係るその回線群グループに係る通信料の月極割引の適用は次の通りとします。

(1) 当社は、契約者の選択により、アに規定する定額料を支払った場合に、料金表第 3(通信料)1(適用)1-1 (16)欄、(18)欄、(19)欄又は料金表第 3(通信料)2 (料金額) 2-1-1 の規定により算定した、回線群グループ(3G サービス、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)の契約者回線により構成されるものに限り。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線から行った通信に関する料金（他社相互接続通信又は他社相互接続通信に係る料金等通信料又は通信料に合算して請求するものを含みます。以下「通信に関する料金等」といいます。）の月間累計額（第 17 項の取扱いを受けているときはその無料通信の取扱い後の月間累計額とします。）がイに規定する基準に該当した場合に、回線群グループを構成する契約者回線から行った通信に関する料金について、イに規定する額の割引を契約者回線ごとに行います。

ア 定額料

回線群グループを構成する契約者回線の数	定額料（月額）
9 以内	1 契約ごとに 300 円（税抜）
10 以上	1 複数回線群ごとに 3,000 円（税抜）

イ 割引額

1 回線群グループごとに

通信に関する料金等（税抜価格とします。）の月間累計額	割引額
15 万円未満	各々の複数回線群に係る契約者回線から行った通信に関する

	る料金の月間累計額に 0.15 を乗じて得た額
15 万円以上 100 万円未満	各々の複数回線群に係る契約者回線から行った通信に関する料金の月間累計額に 0.20 を乗じて得た額
100 万円以上 500 万円未満	各々の複数回線群に係る契約者回線から行った通信に関する料金の月間累計額に 0.25 を乗じて得た額
500 万円以上	各々の複数回線群に係る契約者回線から行った通信に関する料金の月間累計額に 0.28 を乗じて得た額

(2)回線群グループに係る通信料の月極割引の適用の対象となる通信は、次に該当する通信を除きます。

(7) 国際アウトローミング機能の利用による通信

(1) (7)以外のもの

① 別記 13 に定める契約者回線に係る通信料の請求先分割を利用した通信

② 通信の付加サービスの利用による通信

③ ①又は②以外のもの

A 通話モードによる通信又はデジタル通信モードによる通信

a 国際通信

B メッセージ通信モードによる通信

a 国際メッセージ通信

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(無料通信の取り扱いに関する経過措置)

17 3G サービス契約者が料金種別の第 1 種 DP I から第 3 種 DP I を選択している場合の無料通信の取扱いは、次の通りとします。

(1)契約者は料金種別の第 1 種 DP I から第 3 種 DP I を選択している場合に、第 6 項(3)の規定により算定した額（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。）の月間累計額のうち、次表に規定する料金額までの額について、支払いを要しません。

1 契約ごとに

料金種別	料金額(月額)
第 1 種 DP I	42,000 円 (税抜)
第 2 種 DP I	22,500 円 (税抜)
第 3 種 DP I	8,000 円 (税抜)

(2) 無料通信の取扱いの対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

(7) 国際アウトローミング機能の利用による通信

(1) (7)以外のもの

①別記 13 に定める契約者回線に係る通信料の請求先分割を利用した通信

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(指定回線通信料割引の適用に関する経過措置)

18 この改正規定実施の際限に、契約者が改正前の規定により料金表第1表第3(通信料)1(適用)1-2(タイプIに係る適用)4(欄)に規定する指定回線通信料割引の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は次の規定によります。

(1)契約者は、1の指定回線群に係る3Gサービス、3Gサービス(f)、3Gサービス(s)又は3Gサービス(i)の契約者回線からその指定回線群を構成する他の契約者回線又は特定電気通信回線へ行った通信のうち、通話モードによる通信及びパケット通信モードによる通信(SI機能又はSI機能(i)に係るメッセージデータ機能の利用による通信に限ります。)について、第52条(通信量の支払い義務)第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

(2) 指定回線通信料割引の適用の対象となる通信は、国際アウトローミング機能の利用による通信を除きます。

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(特定IP電話サービスへの通信料割引の適用に関する経過措置)

19 特定IP電話サービスへの通信料割引の適用を受けている3Gサービス、3Gサービス(f)、3Gサービス(s)又は3Gサービス(i)に係るその特定IP電話サービスへの通信料割引の適用は、次のとおりとします。

(1) 特定IP電話サービスへの通信料割引とは、3Gサービス契約者、3Gサービス(f)契約者、3Gサービス(s)契約者又は3Gサービス(i)契約者（以下この欄において「契約者」といいます）の選択により、契約者回線から別記24(1)に定める特定IP電話事業者が提供する電気通信サービス（以下この欄において「特定IP電話サービス」といいます。）に係る電気通信回線へ行った通信のうち、通話モードによる通信について、第52条(通信料の支払い義務)第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要さないことをいいます。

(2) 特定IP電話サービスへの通信料割引の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

(ア) 国際アウトローミング機能の利用による通信

(イ) 相互接続番号案内自動接続サービスの利用による通信

(ウ) 当社が他人の通信を媒介する電気通信サービスに係るものと認める電気通信番号(当社が別に定めるもの)に限ります。)への通信

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(国際アウトローミング通信料の適用に関する経過措置)

20 料金種別が第1種DP Iから第3種DP Iのものを選択している契約者に提供する3Gサービスに係る国際アウトローミング通信料の適用は、次の通りとします。

(1)基本使用料について、料金種別の第1種DP I、第2種DP I若しくは第3種DP Iを選択している場合は、パケット通信モードに限り行うことができます。

(2) (1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(解除料の適用に関する経過措置)

21 料金種別が第6種Ⅰ、第1種DPⅠ、第2種DPⅠ、第3種DPⅠのものを選択している契約者に提供する3Gサービス、3Gサービス(f)、3Gサービス(s)、3Gサービス(i)又は料金種別が第2種DFⅠ、第3種DFⅠのものを選択している契約者に提供するモジュールサービス(i)に係る解除料の適用は、第2項(3Gサービス契約の最低利用期間に関する経過措置)、第3項(3Gプリペイドサービス契約又は3Gプリペイドサービス(s)契約の最低利用期間に関する経過措置)、第26条の3(その他の提供条件)、第26条の5(その他の提供条件)、第26条の9(その他の提供条件)、第26条の11(その他の提供条件)及び第53条(解除料の支払い義務)の規定の他、次の通りとします。

(1)解除料の適用

ア 第8項に規定する二年割引に係る解除料は、二年割引の更新数に応じて(3)料金額に規定する額を適用します。

イ 料金種別第6種Ⅰ又は料金種別第3種DFⅠに係る解除料の提供条件は(2)のエ及びオに規定するほか、当社が別に定めるところによります。

(2) 契約者が次に該当する場合又は当社が別に定める事由に該当する場合は、解除料の支払いを要しません。

ア 複数年割引に係る取扱いの更新があった日の属する料金月及びその翌料金月に、その複数年割引を解除する場合。

イ 料金種別の第2種DFⅠに係る取扱いの満了日(料金種別の第2種DFⅠに係る取扱いが満了する日をいいます。)の属する料金月、その翌料金月及び翌々料金月に、その料金種別の第2種DFⅠに係る取扱いを解除する場合。

ウ 複数年割引等(料金種別の第2種DFⅠに係る取扱いを除きます。)を解除すると同時に新たに異なる種類の複数年割引等(料金種別の第2種DFⅠに係る取扱いを除き、利用期間が同等以上のものに限りします。)を選択する場合。

エ 第2項(3Gサービス契約の最低利用期間に関する経過措置)について、次に該当する場合。

①料金種別の第6種Ⅰに係る取扱い(当社が別に定める場合に限りします。)又は料金種別第3種DFⅠに係る取扱い(当社が別に定める場合に限りします。)以外の料金種別を選択している場合。

②障がい者割引に係る基本使用料割引の適用を受けている場合。

オ 料金種別の第6種Ⅰ(当社が別に定める場合に限りします。)、第2種DFⅠ、第3種DFⅠ(当社が別に定める場合に限りします。)又は複数年割引等に係る取扱いを解除すると同時に新たに料金種別の第7種Ⅰ又は第4種DFⅠに係る取扱いを選択する場合

(3)料金額

ア 年間割引(データバリュースタック用)に係るもの

区分	単位	料金額
解除料	1契約ごとに	4,000円(税抜)

イ 二年割引(データバリュースタック用)に係るもの

区分	単位	料金額
解除料	1契約ごとに	10,000円(税抜)

ウ 二年割引に係るもの

区分		単位	料金額
解除料	更新数が0又は1の場合	1契約ごとに	10,000 円（税抜）
	更新数が2以上の場合	1契約ごとに	4,000 円（税抜）

エ 三年割引に係るもの

区分	単位	料金額
解除料	1契約ごとに	15,000 円（税抜）

オ 四年割引に係るもの

区分	単位	料金額
解除料	1契約ごとに	20,000 円（税抜）

カ 料金種別第2種DF Iに係るもの

区分	単位	料金額
解除料	1契約ごとに	9,500 円(税抜)

キ 3G プリペイドサービス契約及び3G プリペイドサービス(s)契約に係るもの

区分	単位	料金額
解除料	1契約ごとに	19,800 円(税抜)

ク 第2項(3G サービス契約の最低利用期間に関する経過措置)の規定に係るもの

区分		単位	料金額
解除料	1 料金月以内	1 契約ごとに	9,500 円（税抜）
	2 料金月以内	1 契約ごとに	7,250 円（税抜）
	3 料金月以内	1 契約ごとに	5,000 円（税抜）

(4) (1)、(2)及び(3)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(手続きに関する料金の適用の適用除外に関する経過措置)

22 料金種別が第6種 I のものを選択している契約者に提供する 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)若しくは 3G サービス(i)又は料金種別が第3種 DF I のものを選択している契約者に提供するモジュールサービス(i)に係る手続きに関する料金の適用除外は、次の通りとします。

(1) 契約事務手数料及び譲渡承認手数料は、障がい者割引に係る基本使用料割引の適用を受ける場合(料金種別の第6種 I 又は第3種 DF I を選択する場合に限ります。)、料金表第7(手続きに関する料金)2(料金額)の規定にかかわらず、支払いを要しません。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

(2) (1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(携帯電話・PHS 番号ポータビリティの利用に関する手数料及び番号移行の利用に関する手数料に関する経過措置)

23 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により 3G 通信サービスに係る契約を締結している場合、携帯電話・PHS 番号ポータビリティの利用に関する手数料及び番号移行の利用に関する手数料は、次の規定によります。

(1)手数料

携帯電話・PHS 番号ポータビリティの利用に関する手数料及び番号移行の利用に関する手数料	3G 通信サービスに係る契約(当社が別に定めるものに限ります。)の締結をした日の属する料金月の翌々料金月末まで(3G プリペイドサービス契約及び 3G プリペイドサービス(s)契約の場合は、その契約の締結をした日の属する月の翌々月末まで)の期間における契約の解除に伴い、携帯電話・PHS 番号ポータビリティ又は番号移行を希望する旨の申出をし、その承諾を受けたとき	1 契約ごとに	5,000 円(税抜)
--	---	---------	-------------

(2) (1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

附 則(令和元年 9 月 30 日 約牒第 19-0014 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

附 則(令和元年 10 月 30 日 約牒第 19-0015 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 11 月 1 日から実施します。

附 則(令和元年 11 月 11 日 約牒第 19-0016 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年 11 月 13 日から実施します。

(プリペイドサービスに関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、改正前の規定により締結している次のプリペイドサービス契約については、この附則の規定のほか、なお従前のとおりとします。

種類	内容
3G プリペイドサービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社であって、3G チップを装着したものに限りします。)との間に電気通信回線を設定して、前払いを受けた金額に応じて設定される期間に限定して提供する 3G 通信サービス

3G プリペイドサービス (s)	タイプ A 当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社であって、 3G チップを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して、前払いを受けた金額に応じて設定される期間に限定して、主としてパケット通信のために提供する 3G 通信サービス
-----------------------------------	---

（**3G** プリペイドサービス**(s)**契約のタイプの選択に関する経過措置）

3 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により **3G** プリペイドサービス**(s)**の提供を受けている場合の**3G** プリペイドサービス**(s)**契約のタイプの選択は、次の規定によります。

(1) **3G** プリペイドサービス**(s)**契約者は、タイプを変更できます。変更するときは、そのことをサービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、タイプ **B**、タイプ **C** 又はタイプ **D** からタイプ **A** への変更はできません。

(2)(1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（契約者回線の利用の一時中断に関する経過措置）

4 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により **3G** プリペイドサービスの提供を受けている場合の契約者回線の利用の一時中断は、次の規定によります。

(1) 当社は、**3G** プリペイドサービス契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断を行います。この場合において、**3G** プリペイドサービス契約者は、料金の前払い登録（当社が別に定める方法を除きます。）を行うことはできません。

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（当社が行う **3G** プリペイドサービス契約の解除に関する経過措置）

5 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により **3G** プリペイドサービスの提供を受けている場合の当社が行う **3G** プリペイドサービス契約の解除は、次の規定によります。

(1) 当社は、**3G** プリペイドサービス契約者が申込みの承諾を得た日の翌日又は利用可能期間が終了した日の翌日から起算して 360 日以内に、料金の前払い登録を行わないときは、その **3G** プリペイドサービス契約を解除します。

(2) 当社は、第 6 項(3)の規定により **3G** プリペイドサービスの利用を停止された **3G** プリペイドサービス契約者が、なおその事実を解消しないときは、その **3G** プリペイドサービス契約を解除することがあります。

(3) 当社は、**3G** プリペイドサービス契約者が第 6 項(3)の規定に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、(2)の規定にかかわらず、**3G** プリペイドサービスの利用停止をしないでその **3G** プリペイドサービス契約を解除することがあります。

(4) 当社は、3G プリペイドサービス契約者が携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたときは、その 3G プリペイドサービス契約を解除するものとします。

(5) 当社は、3G プリペイドサービス契約について、携帯電話不正利用防止法第 11 条各号の規定のいずれかに該当すると認めたときは、その 3G プリペイドサービス契約を解除するものとします。

(6) 当社は、(2)から(5)の規定により、その 3G プリペイドサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ 3G プリペイドサービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(7)(1)から(6)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(3G プリペイドサービスの利用停止に関する経過措置)

6 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により 3G プリペイドサービスの提供を受けている場合の利用停止の条件等は、次の規定によります。

(1)当社は、3G プリペイドサービスの利用可能期間が終了したときは、その発信に係る利用を停止します。

ただし、緊急通報用電話の契約者回線等への通信については、この限りではありません。

(2)当社は、(1)の規定によるほか、3G プリペイドサービスの利用可能期間内に前払い残高がなくなったときは、3G プリペイドサービスの発信に係る利用を停止します。

ただし、緊急通報用電話の契約者回線等への通信については、この限りではありません。

(3) 当社は、(1)、(2)の規定によるほか、3G プリペイドサービス契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が別に定める期間（ウに該当するときは、その事実が解消されるまでの間とします。）、その 3G プリペイドサービスの利用を停止することがあります。

ア 3G プリペイドサービス契約者が第 42 条（3G 通信サービスの利用停止）第 1 項第 4 号から第 9 号のいずれかに該当するとき。

イ 契約者の氏名等の届出に違反したとき又は届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

ウ 携帯電話不正利用防止法第 9 条の規定に基づき、契約者確認を行い、契約者確認ができないとき。

エ 警察機関が 3G プリペイドサービスを用いた犯罪行為を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその契約者回線に係る 3G プリペイドサービスの利用を停止する要請があったとき。

オ 3G プリペイドサービス契約者が、クレジットカード又は預貯金口座の名義人の同意を得ずその不正な方法で、そのクレジットカード又は預貯金口座を 3G 通信サービス等の料金その他の債務を支払うために当社に届け出たと当社が認めたとき。

(4) 当社は、(1)から(3)の規定により 3G プリペイドサービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。

ただし、次に定める場合は、この限りではありません。

ア 第 42 条第 1 項第 5 号により、3G プリペイドサービスの利用停止を行う場合（第 73 条第 1 項第 3 号又は

第 6 号から第 9 号の規定により、3G プリペイドサービスの利用停止を行う場合に限ります。)であって、緊急やむを得ないとき。

イ (3)エの規定により 3G プリペイドサービスの利用停止を行うとき。

(5) 3G プリペイドサービスの利用を停止された 3G プリペイドサービス契約者は、料金の前払い登録（当社が別に定める方法を除きます。）を行うことはできません。

(6) 当社は、3G プリペイドサービスの利用を停止した場合、その契約者回線に係る利用可能期間等を減じます。

(7) (1)から(6)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(モジュールサービスに関する経過措置)

7 この改正規定の際現に、改正前の規定により締結している次のモジュールサービス契約については、この附則の規定のほか、なお従前のとおりとします。

種類	内容
モジュールサービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社であって、3G チップを装着したものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して、パケット通信及びメッセージ通信のために提供する 3G 通信サービス

(料金に関する経過措置)

8 3G プリペイドサービス契約者に提供する 3G プリペイドサービス、3G プリペイドサービス(s)契約者に提供する 3G プリペイドサービス(s)のタイプ A、モジュールサービス契約者に提供するモジュールサービスに係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 基本使用料

モジュールサービス基本使用料は次表のとおりとします。

料金種別	単位	料金額（月額）
第 1 種 PV I 【フォトビジョンライ トプラン】	1 契約ごとに	934 円（税抜）

(2)付加機能使用料

ア モジュールサービス契約者が利用できる付加機能は、S!機能に限ります。

イ 当社は、3G プリペイドサービス契約者又は 3G プリペイドサービス(s)のタイプ A に係る契約者からの S!機能の利用の請求の有無にかかわらず、S!機能のうち、次表に規定する機能を提供します。

この場合において、S!機能の利用の請求を行っていない 3G プリペイドサービス契約者は、エに規定する付加機能使用料の支払いを要しません。

機能

メッセージデータ機能のうちメッセージデータの蓄積に係るもの
蓄積通知機能

ウ 当社は、モジュールサービス契約者からの **S!**機能の利用の請求の有無にかかわらず、**S!**機能のうち、次表に規定する機能を提供します。

この場合において、**S!**機能の利用の請求を行っていないモジュールサービス契約者は、エに規定する付加機能使用料の支払いを要しません。

機能
メッセージデータ機能
蓄積通知機能
指定先情報接続機能

エ モジュールサービス契約者、**3G** プリペイドサービス契約者又は **3G** プリペイドサービス(s)のタイプ **A** に係る契約者が **S!**機能を利用する場合の料金は次表に規定するとおりとします。

区分	単位	料金額
3G プリペイドサービス(s)契約(タイプ A に係るもの)	1 契約者回線ごとに月額	無料
3G プリペイドサービス契約に係るもの		314 円 (税込)
モジュールサービス契約に係るもの		286 円 (税抜)

オ **3G** プリペイドサービス契約者は、指定先情報接続機能(当社が別に定めるサービスに係る設定、変更等のために、それぞれの業務を行うサービス取扱所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの接続を除きます。)及び接続先制限機能を利用できません。

カ モジュールサービス契約者は、プラスメッセージデータ変換機能及び接続先制限機能を利用できません。

キ **3G** プリペイドサービス契約者は **S!**機能の利用に係る通信料については支払いを要しません。

ク **3G** プリペイドサービス(s)のタイプ **A** に係る契約者は、9 項に規定する **3G** プリペイドサービス(s)に係る定額通信料の適用の適用を受けている期間に限り、**S!**機能を提供します。

(3) 通信料

ア モジュールサービスの契約者回線から行ったメッセージ通信モードによる通信に係る通信料は、次表のとおりとします。

区分	料金種別	料金額 (1 通信ごとに次の料金額)
送信料	第 1 種 PV I	料金表 第 3(通信料)2 料金額 2-1-1(4)アに規定する料金額と同額

イ 3G プリペイドサービスの契約者回線から行った通信に係る通信料は、次表のとおりとします。

(7) 通話モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区分	料金額 (6 秒までごとに次の料金額)
通信料	9.43 円 (税込)

② 国際通信に係るもの

区分	料金額
通信料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-2 2-2-1(1)イに規定する料金額と同額

(4) デジタル通信モードによる通信に係るもの

① ②以外のもの

区分	料金額 (6 秒までごとに次の料金額)
通信料	16.76 円 (税込)

② 国際通信に係るもの

区分	料金額 (6 秒までごとに次の料金額)
通信料	料金表第 3(通信料)2 料金額 2-2 2-2-1(2)イに規定する料金額と同額

ウ モジュールサービスに係る契約者回線との間のパケット通信及びメッセージ通信以外の通信（当社が別に定めるものを除きます。）は行うことができません。

エ 3G プリペイドサービス契約者は、メッセージ通信モードによる文字メッセージの送信を行うことができません。

ただし、S!機能の提供を受けている場合、契約者回線への送信についてはこの限りではありません。

オ モジュールサービス契約者に係る契約者回線から行った通信のうち、次の通信（当社が別に定めるものを除きます。）については、第 52 条(通信料の支払い義務)第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

通信モード	料金の支払を要しない通信
(7) メッセージ通信モード	一般通信に係るもの
(4) パケット通信モード	S!機能に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用による通信

(4)ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料は、次表のとおりとします。

種類	単位	料金額
モジュールサービスに係るもの	1 の契約者識別番号ごとに (月額)	料金表第 8(ユニバーサルサービス料)2 料金額 2-1 に規定する料金額と同額

3G プリペイドサービスに係るもの	1 の料金の前払い登録ごとに	料金表第 8(ユニバーサルサービス料)2 料金額 2-2 に規定する料金額と同額
-------------------	----------------	--

(5) 3G プリペイドサービス契約に係る前払い料金

3G プリペイドサービスの前払い残高の上限及び利用可能期間は次のとおりとします。

種類	前払い残高の上限	利用可能期間の上限
3G プリペイドサービス	60,000 円	360 日

(6) (1)から(5)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用に関する経過措置)

9 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により 3G プリペイドサービス(s)のタイプ A に係る契約を締結している場合、3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用は、次の規定によります。

(1)この改正規定にかかわらず、3G プリペイドサービス(s)のタイプ A に係る契約を締結している 3G プリペイドサービス(s)契約者は本項に規定する定額通信料の適用を選択することができるものとします。

(2)当社は、3G プリペイドサービス(s)契約者(タイプ A に限ります。)の選択により、パケット通信モード及びメッセージ通信モードによる通信について、次表に規定する期間において、定額通信料の適用を行います。

この場合において、3G プリペイドサービス(s)に係る定額通信料の適用には、同表の 3 種類があり、あらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。

1 契約ごとに

種類	定額通信料	期間
2 日プラン	990 円 (税込)	2 日
7 日プラン	2,970 円 (税込)	7 日
30 日プラン	5,478 円 (税込)	30 日

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(契約事務手数料に関する経過措置)

10 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により 3G プリペイドサービス(s)に係る契約を締結している場合、契約事務手数料は、次の規定によります。

(1)手数料

区分		単位	料金額
契約事務手数料	3G プリペイドサービス(s)契約者が、タイプ A からタイプ B、タイプ C 又はタイプ D への変更の申込を行ったとき【契約変更手	1 契約ごとに	3,000 円 (税抜)

	数料】		
--	-----	--	--

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和元年 12 月 6 日 約牒第 19-0017 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 12 月 11 日から実施します。

附 則(令和元年 12 月 24 日 約牒第 19-0019 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 1 月 1 日から実施します。

ただし、3G プリペイドサービス及び 3G プリペイドサービス(s)に係るユニバーサルサービス料に関する規定については、令和 2 年 1 月 8 日から実施します。

附 則(令和 2 年 1 月 10 日 約牒第 19-0020 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 2 年 1 月 15 日から実施します。

(料金種別に関する経過措置)

2 3G 通信サービス契約者に提供する料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) この改正規定の実施日以降は、料金種別の変更をする場合であっても、次表の左欄の料金種別と右欄の料金種別との間の変更はできません。

第 3 種 I 【ホワイトプラン N】	第 4 種 I 【標準プラン】
第 5 種 I 【ホワイトプラン R】	第 4 種 I 【標準プラン】

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(複数年割引に関する経過措置)

3 3G サービスに係る複数年割引の適用(タイプ I)の提供条件は、次のとおりとします。

(1) この改正規定の実施日以降は、次表の割引の適用を受けている契約者は、複数年割引の変更又は解除することができません。

複数年割引の種類	利用期間
年間割引 (データバリュースタック用)	12 料金月
二年割引 (データバリュースタック用)	24 料金月

(2) この改正規定の実施日以降は、料金種別が第 1 種 DP I、第 2 種 DP I、第 3 種 DP I のものを選択し、複数年割引の適用(タイプ I)の適用を受けていない 3G サービス契約者は、次表の複数年割引を選択することができません。

複数年割引の種類	利用期間
年間割引 (データバリュースタック用)	12 料金月

二年割引（データバリュースタック用）	24 料金月
--------------------	--------

(3) (1)及び(2)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和 2 年 2 月 4 日 約牒第 19-0022 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 2 月 5 日から実施します。

附 則(令和 2 年 2 月 28 日 約牒第 19-0023 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 3 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 3 月 9 日 約牒第 19-0024 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 2 年 3 月 12 日から実施します。

(第八種パケット通信モード及び第九種パケット通信モードに係る定額通信料の適用に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により、第八種パケット通信モードに係る定額通信料の適用又は第九種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1)種類

第八種パケット通信モードに係る定額通信料の適用 【データプラン 50GB+】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
第九種パケット通信モードに係る定額通信料の適用 【データプランミニ】	提供条件は当社が別に定めるところによります。

(2) 当社は、データプラン 50GB+又はデータプランミニを選択している契約者の契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信に関して、次の措置を執ることがあります。

この場合において、当社は、本項に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

(ア) 当社が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信等を制限する措置

(イ) 当社が別に定めるデータファイルの圧縮及び一部削除並びに送受信を制限する措置

(ウ) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(エ) 一定時間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(オ) セッションの設定が長時間継続されたと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(カ) 同一セッション内に大量の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(3)第八種パケット通信モードに係る定額通信料の適用又は第九種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の適用を受けている契約者については、S!機能、S!機能(i)、アクセスポイント接続機能又はアクセスポイント接続機能(s)を利用することができます。

(4) (1)から(3)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(料金種別第7種Iに係る定額通信料の適用に関する経過措置)

3 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により、料金種別第7種Iに係る定額通信料の適用の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1)種類

料金種別第7種Iに係る定額通信料の適用 【定額オプション、準定額オプション】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
---	------------------------

(2) (1)以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和2年3月24日 約牒第19-0025号)

(実施期日)

この改正規定は、令和2年3月27日から実施します。

附 則(令和2年3月26日 約牒第19-0026号)

(実施期日)

この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。

附 則(令和2年9月28日 MKS2009280005570001)

(実施期日)

この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

附 則(令和2年10月21日 MKS2010210002810001)

(実施期日)

この改正規定は、令和2年10月23日から実施します。

附 則(令和2年12月17日 MKS2012170005420001)

(実施期日)

この改正規定は、令和2年12月23日から実施します。

附 則(令和2年12月22日 MKS2012220006020001)

(実施期日)

この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

ただし、3Gプリペイドサービス(s)に係るユニバーサルサービス料に関する規定については、令和3年1月14日

から実施します。

附 則(令和 3 年 2 月 18 日 MKS2102180004390001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 2 月 24 日から実施します。

附 則(令和 3 年 2 月 25 日 MKS2102250005240001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 3 月 3 日から実施します。

附 則(令和 3 年 3 月 12 日 MKS2103120005550001)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 3 年 3 月 17 日から実施します。

(第十三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により、第十三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は、この改正を適用するほか、以下の規定を適用します。

(1)種類

第十三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用 【データプランメリハリ】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
--	------------------------

(2) 当社は、データプランメリハリを選択している契約者の契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信に関して、次の措置を執ることがあります。

この場合において、当社は、本項に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

(ア) 当社が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信等を制限する措置

(イ) 当社が別に定めるデータファイルの圧縮及び一部削除並びに送受信を制限する措置

(ウ) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(エ) 一定時間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(オ) セッションの設定が長時間継続されたと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(カ) 同一セッション内に大量の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(3)第十三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の適用を受けている契約者については、S!機能、S!機能

(i)、アクセスポイント接続機能又はアクセスポイント接続機能(s)を利用することができます。

(単年割引の適用に関する経過措置)

3 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により、単年割引の適用の適用を受けている場合の料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1)種類

単年割引の適用 【1年おトク割】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
---------------------	------------------------

附 則(令和3年3月26日 MKS2103250005940001)

(実施期日)

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

附 則(令和3年4月27日 MKS2104270000060001)

(実施期日)

この改正規定は、令和3年5月1日から実施します。

附 則(令和3年6月11日 MKS2106100003140001)

(実施期日)

この改正規定は、令和3年6月16日から実施します。

附 則(令和3年6月25日 MKS2106240005810001)

(実施期日)

この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

ただし、3G プリペイドサービス(s)に係る電話リレーサービス料に関する規定については、令和3年7月7日から実施します。

附 則(令和3年7月9日 MKS2107090001370001)

(実施期日)

この改正規定は、令和3年7月14日から実施します。

附 則(令和3年8月25日 MKS2108250001880001)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年9月1日から実施します。

(Wi-Fi 接続機能の提供に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により Wi-Fi 接続機能の提供を受けている場合の料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 付加機能使用料は、次表のとおりとします。

区分		単位	料金額 (月額)
W i	契約者回線において利用されている端末設備に具備された無線LAN機能を利用し、セキュリティゲート	1 契約者回線 ごとに月額	467 円(513.7 円)

-F i 接 続 機 能	ウェイ（当社がこの機能を提供するために設置する電気通信設備をいいます。以下、本欄において同じとします。）に接続することにより、 3G 通信サービスに係る無線基地局設備を経由することなく、 SI 機能(指定先情報接続機能に限ります。)を利用できる機能をいいます。		
	提 供 条 件	(1) 3G サービス契約者が当社が別に定める条件を満たす場合に限り提供します。 (2) 当社は、契約者から請求があった場合のほか、(1)に規定する条件を満たさなくなった場合は、Wi-Fi 接続機能を廃止します。 (3) 端末設備とセキュリティゲートウェイとの間の通信については、インターネットを経由して行われるものとし、当社は、本約款に基づく提供を行いません。 (4) 当社は、Wi-Fi 接続機能を利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、責任を負わないものとします。 (5) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	

附 則(令和 3 年 9 月 22 日 MKS2109220003440001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(令和 3 年 11 月 16 日 MKS2111160003410001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 12 月 1 日から実施します。

附 則(令和 3 年 12 月 20 日 MKS2112200000550001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 1 月 1 日から実施します。

ただし、**3G** プリペイドサービス(s)に係るユニバーサルサービス料に関する規定については、令和 4 年 1 月 25 日から実施します。

附 則(令和 4 年 1 月 26 日 MKS2201260001290001)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 4 年 2 月 1 日から実施します。

(解除料に関する経過措置)

2 解除料は、この約款の附則に規定する料金種別に係るものを含み廃止します。ただし、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除きます。

附 則(令和 4 年 3 月 8 日 MKS2203080004320001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 3 月 16 日から実施します。

附 則(令和 4 年 3 月 25 日 MKS2203240001250001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(令和 4 年 5 月 20 日 MKS2205190005060001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 5 月 24 日から実施します。

附 則(令和 4 年 6 月 14 日 MKS2206130003300001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 6 月 16 日から実施します。

附 則(令和 4 年 6 月 21 日 MKS2206210002490001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 6 月 23 日から実施します。

附 則(令和 4 年 11 月 30 日 MKS2211300003550001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 12 月 7 日から実施します。

附 則(令和 4 年 12 月 9 日 MKS2212090006250001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 12 月 14 日から実施します。

附 則(令和 5 年 3 月 29 日 MKS2303280005640001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(令和 5 年 4 月 4 日 MKS2304040000790001)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 12 日から実施します。

(その他)

2 渉外第 15-0042 号（平成 27 年 8 月 31 日）の附則第 16 項第 3 項のうち、定額通信料の適用を開始する場合の取り扱いについては次のように改めます。

(3) 第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用（タイプⅡ）を開始する場合の取り扱いについては、当社が別に定める場合を除き次表に規定するとおりとします。

	第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用
1 3G 通信サービスに係る契約の締結と同時に第一種パケット	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の通信料から、この第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適

通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	用の対象とします。
2 パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている契約者が新たに第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。
3 パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けていない契約者が新たに第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の初日の通信料から、この第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。

3 渉外第 15-0042 号（平成 27 年 8 月 31 日）の附則第 17 項第 3 項を次のように改めます。

(3) 第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用（タイプⅡ）を開始する場合の取り扱いについては、当社が別に定める場合を除き次表に規定するとおりとします。

	第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用
1 3G 通信サービスに係る契約の締結と同時に第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の通信料から、この第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。
2 パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている契約者が新たに第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。
3 パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けていない契約者が新たに第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の初日の通信料から、この第二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。

4 渉外第 15-0042 号（平成 27 年 8 月 31 日）の附則第 20 項第 3 項を次のように改めます。

(3) 定額支払いによるパケット通信モードに係る通信料の適用（タイプⅢ）を開始する場合の取り扱いについては、当社が別に定める場合を除き次表に規定するとおりとします。

	定額支払いによるパケット通信モードに係る定額通信料の適用
1 3G 通信サービスに係る契約の締結と同時に定額支払いによるパケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択した	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の通信料から、この定額支払いによるパケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。

とき	
2 パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている契約者が新たに定額支払いによるパケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この定額支払いによるパケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。
3 パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けていない契約者が新たに定額支払いによるパケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の初日の通信料から、この定額支払いによるパケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。

5 渉外第 15-0042 号（平成 27 年 8 月 31 日）の附則第 21 項第 3 項を次のように改めます。

(3) パケット通信モードに係る定額通信料の適用（タイプⅢ）を開始する場合の取り扱いについては、当社が別に定める場合を除き次表に規定するとおりとします。

	パケット通信モード（タイプⅢ）に係る定額通信料の適用
1 3G 通信サービスに係る契約の締結と同時にパケット通信モード（タイプⅢ）に係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の通信料から、このパケット通信モード（タイプⅢ）に係る定額通信料の適用の対象とします。
2 パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている契約者が新たにパケット通信モード（タイプⅢ）に係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通信料から、このパケット通信モード（タイプⅢ）に係る定額通信料の適用の対象とします。
3 パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けていない契約者が新たにパケット通信モード（タイプⅢ）に係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の初日の通信料から、このパケット通信モード（タイプⅢ）に係る定額通信料の適用の対象とします。

附 則(令和 5 年 5 月 22 日 MKS2305220005250001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 5 月 24 日から実施します。

附 則(令和 5 年 5 月 30 日 MKS2305290006070001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 6 月 1 日から実施します。

附 則(令和 5 年 6 月 27 日 MKS2306250000130001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 6 月 30 日から実施します。